新連載……第1回

麻薬現代史

近代世界を動かした物質

藤野 彰

ふじの・あきら　一九五一年、山口生まれ。一九八〇年に国連に採用され、国際麻薬規制に携わる。国際麻薬統制委員会（INCB）事務局次長、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）東アジア・太平洋地域センター代表、UNODC事務局長特別顧問など歴任。

上――中国で作られたポスター。人物は中国を象徴し、国内生産のアヘン（大きい蛇）と輸入された麻薬（小さい蛇）により緊縛されている。
下――初めて開催された国際阿片会議に集まった各国の代表団。

一九〇九年（明治四二年）二月、列強諸国の租借する「租界」があった上海で、麻薬に関する世界で初めての政府間会議が開かれた。国際麻薬規制の始まりである。日本を含む一三カ国が参加して、今日に至る長く困難きわまる道のりへの第一歩が踏み出された。

歴史とは手漕ぎボートのようなものだ、といつか教わった。船を漕ぐように後ろを見据えつつ進まなければ、目指すべき方向も定められないし、真っ直ぐに進むこともできないのだと。麻薬規制も同じである。今日、麻薬の合法化をめぐる無責任な議論が、世界で、また日本でも、ときには声高に、語られることがある。一世紀余り前に先人たちが築いた道筋を、我々は見失ってはならない。だから、この稿を起こした。

ひとつ例をあげる。いわゆる合法化議論の中には、人体や精神への影響を検証するのではなく、「犯罪組織が得ている莫大な不法収益を防ぐため、国が限定販売をすればよい」という意見がある。

しかし、そもそも身体的・精神的依存を生じさせる薬物を、医療以外の目的で国家が国民に供与してはならないのだ。規制を緩めてしまえば、歴史の示す通り、犯罪組織は新たな市場を作り出し、新しい買手を見つけることになる。そのなかに読者の家族や友人が含まれるとしたら、他人事ではないはずだ。

麻薬は、規制されているから危ないのではない。危ないから規制されているのだ。ただ規制を外すことは、結局誰のためにもなりはしない。犯罪組織を潤すことを除いては。

いつの時代でも、どんな物が対象であれ、密輸を企てる犯罪組織は、必ず抜け穴を見つけてきた。規制の弱い国が標的になるのは、歴史の示すところである。沢山の事例がある。そして歴史は繰り返すのだ。

私は国連職員として、三〇年余りを国際薬物規制に携わった。ウィーンに通算二五年、その間バンコクに五年ほど赴任し、世界の国々の三分の一にすぎないが七〇カ国ばかりを訪れる機会を得た。それぞれの首都、地方の街、また辺境の地で、現場を見てきた。この連載では、国連職員と各国の人々とが織りなした物語を軸に、また一〇〇年前の各国の公文書や、麻薬密輸を企てる人物らがヨーロッパと極東の間で取り交わした手紙などを掘り起こして、稿を進める。

そもそもは、英国公文書館で一九〇〇年代初頭の文書を渉猟したのが始まりであった。英国内務省の機密文書などには、時に一〇〇年間非公開というものさえあり、中身を見ることはかなわなかった。しかし当時、国境を越えた合同捜査は外交ルートを使ったはずだから、英国外務省のファイルに当たってみた。こちらは数十年で公開されたものも多く、機密内容も知ることができた。

日本側の状況は、まず外務省外交史料館で調べてみた。機密指定された外務大臣あての古い報告書などは、丁寧な筆書きでしたためてあった。

この連載では、一世紀あまりの間に麻薬をめぐって世界で起きた事柄を軸に、麻薬の現代史を語る。麻薬規制の国際条約体制がどう始まって、どの様に進化してきたか、今日の世界で何が起こっているのかを、読者諸賢にはまず知ってもらいたい。過去にあった事実を知ることによってのみ、我々は船の進むべき方向を決め得るのだから。

国際問題だった麻薬

麻薬は、医療と研究用にはなくてはならない。国際社会は、世界での医療麻薬の需要と供給のバランスを取り、必要量を確保しようとするとともに、麻薬の横流し、密輸と密造、そして乱用とたたかってきた。

世界で合法的な麻薬の需要がモルヒネに換算して三三トンほどであった一世紀前、製薬会社が製造した麻薬は一〇〇トンを超えていた。大部分が非合法なルートへ横流しされ、世界各地へ密輸されていた。文書偽造なども多く見られ、すでに犯罪組織の存在がうかがえる。

麻薬乱用とのたたかいと、人類のために合法的に利用しようとしてきた努力が、この一〇〇年余りの国際麻薬規制の歴史である。そもそも麻薬問題とは国際問題であったから、一九〇〇年台初頭より諸国が、その体制の違いにかかわらず、今日まで一致協力して対処してきた。

一九〇九年二月一日、月曜日、午前一一時。世界で初めて麻薬規制のために「国際阿片会議」が始まった。晴れた朝ではあっても、二月の上海は例年通りの寒さだったに違いない。会議が行われたのは、列強諸国の租借していた居留地「租界」にある外灘（バンド）沿いの匯中飯店においてであった。当時最も壮麗なホテルと言われた。

匯中飯店はアメリカ人経営で、英語名をパレスホテルといった。その建物は今「和平飯店」と呼ばれて、まだ外灘に建つ。壁には、一世紀前に世界最初の国際麻薬規制会議が開かれたことを示す記念碑が埋め込まれている。一〇〇年後、上海で国連が開いた記念会合の際に設置された。私もそこに居合わせた。我々が当時の上海市長に碑の設置を提案したのだ。

二月一日、冬の朝陽が外灘にあたり始める頃、多くの市民が匯中飯店前にやって来て、国内外の代表らが次々と到着する様を興奮して見物した、と当時の記録にある。

会議は二月一日から二六日まで続いた。参加したのは、アメリカ、中国、フランス、ドイツ、イギリス（英領インドを含む）、日本、オランダ、ポルトガル、ロシア、シャム（現在のタイ王国）、ペルシャ（現在のイラン）、オーストリア＝ハンガリー（一つの帝国であった）、イタリアの一三カ国代表団である。

上海会議では一四回の会合が開かれた。日本からは、高木友枝・台湾総督府医学校長、田原良純・日本衛生試験所所長、大使館の宮岡恒次郎参事官の三名が出席したと記録にある。

国際阿片会議出席日本代表より小村寿太郎外務大臣宛の機密報告書

国際阿片会議が上海において開かれたのには意義があった。当時、すでに国際犯罪組織が麻薬密輸に絡んでいたが、往々にして上海を経由していたからである。それも外国人居留地である「租界」が使われることが多くあった。

その頃、麻薬の密輸業者らは、例えばヨーロッパで医療用に製薬会社が製造した麻薬を「横流し」した後、あちこちを経由して目的地へ密輸していた。彼らは、密輸ルートをいとも簡単に変更できた。連中はさまざまな国で活動し、それは往々にして自分自身の国ではなかった。

彼らは、汚職官吏に自在に賄賂を渡せた。麻薬密輸の企ては、すでに高度に組織化され、巧妙な隠蔽方法、文書偽造、暗号による通信などを駆使していた。日本人が関与したケースも多い。ひとつ例を挙げる。在東京英国大使館より発信された、ある機密報告である。

「非常に多くの日本人がこの不正取引に関わっており、麻薬の流通に関しては、日本政府により免許を与えられた企業のみが関わることができるようにすることが、不正取引を防ぐ唯一の方策である」

当時、麻薬密輸業者がロンドンと清国のアモイとの間で交わした手紙を掘り起こしたことがある。その一通にこうある。

「あなたがT氏に渡した暗号や契約書は全て香港当局に差し押さえられたから、以前の暗号と契約書は破棄して、先々の取引では使わないでもらいたい」「将来用いるための暗号を作成して、できるだけ速やかに送られたし」、続けて、「今後、当方に手紙を送る際には、全て次の住所宛に願いたい。日本国大阪市高麗橋一丁目……」と具体的な住所を指示した内容であった。

また、日本船籍の船がチャーターされて密輸に使われもした。

これからわかることが三つある。当時の麻薬密輸には、様々な国の人間が関わっていたこと、多様なルートが使われ、色々な国の港を経由したこと、そして暗号を駆使できる国際犯罪組織がからんでいたことである。日本国籍の人物の関与するケースが、上海阿片会議以降に増加したとみられたのは皮肉であった。この話には続きがある。この連載で次回詳しく触れるはずである。

上海阿片会議では、参加各国からそれぞれの国内状況について報告がなされ、討議が行われた。アヘンのみならず、それから取れるモルヒネ、さらにはコカインについての国際規制も議論された。

しかし、アヘンについては、当時その用途があいまいであったために、世界で初めてのこの会議は、試行錯誤した様子がある。

アヘンやモルヒネの輸出は税収に関わっていたし、阿片戦争以前より続く中国国内でのアヘン乱用をやめるとしても、これは漸進的にせざるを得なかった。そもそも「租界」自体に、多くの「煙館」と呼ばれるアヘンを吸入する場所が提供され、あたかも社交場として機能していたのであった。

参加諸国は、漸進的なアヘン吸引の禁止、自国法規の再検討、特に仕出し国を含む、それぞれの国の領土での麻薬密輸の取り締まり、アヘンのみならず、モルヒネの製造・販売・流通の制限と取り締まり、麻薬の学術的研究の必要性、「租界」における煙館廃止、などを提案して、会議を終了した。

上海での国際阿片会議の結果を踏まえ、一九一二年にオランダのハーグで麻薬を規制する初めての条約が採択された。「万国阿片条約」である。しかし、進化を始めたばかりとも言えるこの条約では、各国全てが必ず取らなければならない手段までは盛り込まれはしなかった。だから、密輸の企ては

直ちには防ぎ得なかったのだ。

締約国に対して法的拘束力を持つ、つまりどの国もが行わなければいけない規定を備えた条約を国際社会が手に入れるのには、一九二五年まで待たなければならなかった。こうして、麻薬規制のための条約体制は徐々に、しかし確実に、進化を始めた。

どんな麻薬が乱用されてきたのか

国際規制される薬物には大変多くの種類がある。繰り返すが、麻薬、またその他の規制薬物は、医療・研究用には不可欠である。これは確保しなければならない。それを踏まえつつ、乱用されてきた薬物について語る。

麻薬には、植物由来のものと、全く化学的に合成されるものがある。現在、我が国で乱用されている薬物で最も問題が大きいのはいわゆる覚醒剤であるが、これまでの話の流れから、ここではまず植物由来の麻薬について、それも特に「アヘン系麻薬」から話を始める。

■アヘン系麻薬

アヘンはケシから取れる。ケシの仲間にはさまざまなものがあるが、人類の役にも立ち、乱用もされてきたアヘンを生みだすのは、ソムニフェルム種だけである。我が国では、これ以外もアツミゲシ（セティゲルム種）とハカマオニゲシ（ブラクテアツム種）は植えることも禁止されている。

アヘンはこう作られる。ソムニフェルム種のケシがつける「ケシ坊主」と呼ばれるカプセル様の果実に傷をつけ、染み出してくる液を採取したのがアヘンである。集めて乾かすと、独特の匂いを持つ黒色の塊となる。

このアヘンに、約一〇パーセントのモルヒネが含まれる。モルヒネは鎮痛剤として今日も不可欠である。

モルヒネからヘロインもできる。ヘロインというのは、もともとは商品名であった。ドイツの製薬会社が一九世紀末に製造・販売した。発売当初はモルヒネに代わる、依存性を持たないものとしていた。だが後に、より強い依存性と禁断症状が現れることが判明した。今日、アヘン系の麻薬ではヘロインが世界中で最も乱用されている。

ただ、その不正な供給を断つのに方法はあるのだ。ケシの非合法栽培を減少させることに加え（これは難しい）、ヘロインを製造するために重要な化学物質（「無水酢酸」という）が密造者の手に渡るのを防げば良いのだ。国連がこの観点からイニシャティブをとった「オペレーション・トパーズ」については、後にこの連載で詳しく触れる。

■コカイン

植物由来の麻薬にコカインもある。

アーサー・コナン・ドイルは一八九〇年に書いたシャーロック・ホームズ第二作「四つの署名」で、ホームズがコカインを使用し、ワトソン博士に強くたしなめられる場面を描いた。既に一九世紀末にはコカインがヨーロッパで広まっていて、その危険性も知られていたことがわかる。

コカインは、コカの木の葉を用いて作られる。コカインも前述のヘロインのように一九世紀末にドイツで単体分離された。局所麻酔薬であり、興奮剤でもある。日本へも密輸入されてきたが、覚醒剤ほどには蔓延してこなかった。

ヘロインと同じく、コカインも精製する過程で、ある化学物質が不可欠である。純度を高めるためだ。最も好まれるのは「過マンガン酸カリウム」という。これをコカペーストに注いでいけば、その「紫色（パープル）」が消えるときがくる。そこで止めさえすれば純度の高いコカインが生成される。化学の知識がなくとも使える。

ということは、この過マンガン酸カリウムを押さえれば、コカインを密造しようとする連中の儲けを妨げることができる。ここでも、国連の我々のチームが主導した「オペレーション・パープル」が始まった。この連載で後に詳しく語るが、コロンビアの担当官が身の危険を感じて、姿を隠さなければならなかったほどであった。

■大麻

もうひとつ植物由来の、というより植物そのものである、大麻について触れる。マリファナとも呼ばれる。「ハシーシュ」と言う場合には、大麻樹脂を指すことが多い。暗殺者を意味する英語の「アサシン」という単語は、「ハシーシュを食す者」という意味のアラビア語からくる中世ラテン語が語源だとされる。大麻の人間の精神へ与える影響が古くから認識されていたということであろう。

いわゆる合法化の議論がかまびすしいのは、ことに大麻に関してである。本末転倒の議論のことは、まえがきに書いた通りだ。もしもだが、大麻が人体に悪影響を与えないことが立証されれば、国際条約上でも国内法上でも、規制の対象から外す手立ては備わっている。しかしそれは科学的に検証されるべきものである。住民投票や国民投票で決められる筋合いのものではない。ある病気の治療にどのような薬が効くか効かないかを、国民投票で決めたりするであろうか。

■覚醒剤と向精神薬

こういった植物由来の麻薬以外に、化学的に合成されるものがたくさんある。条約上、麻薬に分類されたり、向精神薬というものになったりする。ここでは、そのなかでもアンフェタミン系覚醒剤という一群を取り上げる。今日、世界でそして日本で、最も脅威をもたらしているからである。

この中には、覚醒作用ゆえに乱用される、アンフェタミンとかメタンフェタミン（これが我が国で乱用される）や、幻覚作用があるMDMA「エクスタシー」がある。もっとも、密造や密輸をする連中は、勝手な名前をつけるのであって、「エクスタシー」と呼ばれていても、何が入っているのかはわかったものではない。

このアンフェタミン系覚醒剤の一群も、それを密造するには化学物質が要る。特に、原料となる前駆物質である。前駆物質の規制のためにも国際オペレーション「プロジェクト・プリズム」が開始され、国連の私のチームの出番があった。

■危険ドラッグ

日本では最近こう呼ばれるものについても話しておかねばならない。「脱法ハーブ」などとも言われた。それは語弊があることときわまりない用語であった。法律の規制にかかっていないから大丈夫だ、と勘違いする者たちが多く現れたからである。とんでもない話である。

規制されている薬物の、特に覚醒剤だが、化学構造をちょっと変えて、わけのわからないハーブなるものと一緒にしただけなので、誰もその危険の度合いなど知らないのであった。危険だから規制されているものが、その構造をいじったからといって危険でなくなるわけがなかった。何が入っているかもわからないから、造った連中も、密輸した輩も、販売した店も、使った人間たちも、誰としてどれくらい危ないかは知らない。そして死に至ることさえあったのは報道されている通りである。

麻薬はどこで作られているのか

では、こういった非合法の麻薬やら覚醒剤その他は、いったいどこで作られてきたのか。これに答えるのは簡単ではない。この連載で後に出てくる物語につながるスケッチを描いておきたい。

■アヘン系麻薬

「黄金の三角地帯」と呼ばれる場所がある。タイ、ラオス、ミャンマーの国境が交差するあたり一帯の山岳地帯である。ここで長年、ケシが不法栽培されアヘンが生産されてきた。

しかし、儲けていたのは彼ら山岳民族ではなく、採取されたアヘンをヘロインに変えて密輸する連中であった。一般の農民自体が貧しく、山岳民族の農民たちはさらに貧しかった。かろうじて食べていくため、やむなくケシの栽培をしていたのみだ。合法的に生計を立てる道が他にありさえすれば、不法なケシ栽培などに手を染めなくとも良かった。

岩波ジュニア新書
〈超・多国籍学校〉は今日もにぎやか！
—多文化共生って何だろう
菊池 聡
本体820円(税別)
さまざまな国の言葉が貼り出された昇降口、多文化を意識した華やかな運動会、習熟度別の少人数クラス…。外国籍または外国にルーツをもつ子どもが多く通う小学校で長く国際教室を担当してきた著者が多文化共生のあり方を語る。
岩波書店

我々のいう「持続しうる代替開発」によって黄金の三角地帯では、四半世紀あまりを経てかなり減少した。今は亡き、先のタイ国王陛下と王太后陛下のご尽力も極めて大きい。

「黄金の三日月地帯」と言われる地域もある。アフガニスタン、イラン、パキスタンの国境地帯である。最大の問題はアフガニスタンの現況である。

アフガニスタンでは二〇一七年、不法なケシ栽培が前年の二倍近く増えた。UNODCの現地調査によると三二万八〇〇〇ヘクタールに達したが、これは東京都全部の面積の一倍半である。非合法アヘンの産出量は九〇〇〇トンにも昇り、世界の「医療用」アヘン系麻薬需要の五倍近くになる。

中南米でも不正栽培は見られる。ペルーからコロンビアのアンデス山脈のあたり、また中米メキシコからグアテマラにかけてである。国境を越えたアメリカへのヘロイン密輸入の大部分が、メキシコからと報告されている。

■コカイン

コカインはコカの葉から造られる。南米のコロンビア、ペルー、ボリビアで密造されてきた。

視察のためコロンビアの奥地に飛んだことがある。輸送機を改造した双発のプロペラ機でかなりの山岳地帯まで飛び、着陸したのは武装警官隊の基地であった。警官隊の訓練が行われる中、大型ヘリコプターに乗り換えて、さらに奥地まで飛んだ。

到着してみれば、すでに武装警官隊が展開し、広範囲に栽培されていたコカの木を山刀で切り払っているところであった。上空には、二機の小型ヘリコプターが機関銃を外に突き出して警戒にあたっていた。彼らは非常に緊張していた。反政府ゲリラの支配下にある地域だったからである。警官隊のそばをひとりの女性がすり抜けていった。表情までを読み取ることができる距離ではなかったが、その村人が生計を立てる道を奪われ、諦めの境地にいるのは容易に想像できた。

ゲリラの支配下にあるこの山奥では、前述の「代替開発」を中央政府が行うのは非常に難しかった。現在のアフガニスタンの状況と同じである。コカインが密造されるのはこういった場所である。

しかし、二〇〇六年九月、コロンビア政府と同国の左翼ゲリラ組織「コロンビア革命軍（FARC）」は歴史的な和平協定に署名した。特に持続可能な代替開発に関して、今後の展開が望まれる。

■大麻

これはどこにでも生える。私がウィーンに勤務していた頃、テニスクラブのゲートの裏に自生しているのを見つけたことさえある。

インドネシアのアチェ州では発見された大麻の不正栽培を視察したことがある。かなりの奥地であった。上空から見てもすぐに発見されないよう、バナナのプランテーションに見

せかけてあった。

私がアチェ州に出張したのは、中央政府とアチェ州の自由アチェ運動（GAM）が二〇〇五年八月、ヘルシンキで和平合意に達したその少し後のことであった。それにより、代替開発のプロジェクトを検討したいとの依頼が中央政府から国連へきたのだ。

その頃、アチェでは大麻の密栽培が武器などの調達にもつながっているとも伝えられた。その真偽は別として、大麻が大きな収入源になるという認識があったのであろう。

また、日本においても、世界の他の国々と同じく不法栽培のケースは後を絶たない。インターネット上などで、大麻は有害ではないとの誤った情報が溢れていることも背景にあるだろう。

■覚醒剤と向精神薬

アンフェタミン系覚醒剤のことは触れた。一九世紀末、そのうちのアンフェタミンはドイツで、メタンフェタミンは日本で、初めて合成された。

第二次世界大戦後、日本では薬局で「ヒロポン」などの名で販売されていた。その危険性が明らかになり、市販が禁止された後は、国内で密造があった。その後アジアでは、香港、台湾、韓国などで順繰りに、取り締まりの網をくぐって製造され、いたちごっこをしているような印象であった。一九八〇年代では中国に場面が移った。世界の他の地域に目を向ければ、北米、そしてヨーロッパで、覚醒剤の密造がはびこり始めていた。

しかし今日、覚醒剤はどこででも密造される。原料の「前駆物質」を手に入れることさえできれば。

南太平洋の島国フィジーで覚醒剤密造工場が摘発されたことがある。その時点で世界最大規模であった。原料となる「前駆物質」はこの国にはないし、できた覚醒剤も他の国に密輸しなければいけないのだから、この国での大規模な密造など想像していなかった。

インドネシアでもこれまた大規模の密造工場が摘発された。同国へ出張する直前に報告されたから、視察に行った。ヨーロッパとアジアの何カ国もの人物らが関与していた。ヨーロッパとアジア太平洋地域諸国による合同捜査の結果であった。メタンフェタミンとエクスタシーの両方を密造しようとする、「007」の映画に出てきそうな工場であった。

カンボジアでも二〇一〇年に初めて覚醒剤の密造工場（ほぼ掘っ建て小屋であった）が摘発された。今、アフリカ各地で覚醒剤の密造工場の摘発が続く。そこで造られているのは、高品質の覚醒剤なのだ。日本などが狙われている。

新たな密造の場所ができれば、そこで乱用が始まる。新たな密輸ルートができる。そのルートにそってさらに乱用が起こる。歴史の示す通りである。次回は、それぞれの話の続きを語ることになる。

連載……第2回

麻薬現代史

犯罪組織との百年戦争

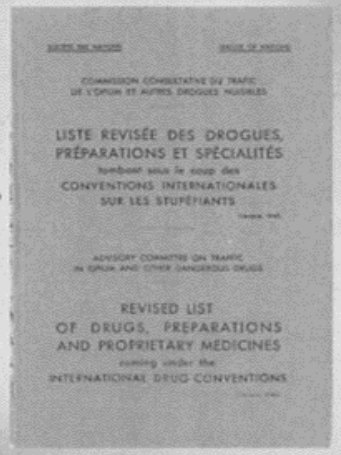

1940年当時の国際連盟による麻薬・化学物質の規制リストの表紙

藤野 彰

ふじの・あきら　一九五一年、山口生まれ。一九八〇年に国連に採用され、国際麻薬規制に携わる。国際麻薬統制委員会（INCB）事務局次長、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）東アジア・太平洋地域センター代表、UNODC事務局長特別顧問などを歴任。

世界 SEKAI 2019.2

前回、国際問題であった麻薬のこと、またどのような麻薬が乱用されてきたのか、どこで造られてきたのかを語った。今回は、国境を越えた密輸の実態、さらには麻薬の国際規制とその進化をたどる。

国境を越えた麻薬横流しと密輸の実態

古いケースから始める。

一九二二年一一月七日付けで中国の厦門（アモイ）からロンドン宛てに送られた麻薬密輸業者の手紙を掘り起こしたことがある。余談だが、この手紙が出された一〇日後に、アインシュタインが初めて日本を訪れている。年末にはソビエト連邦が成立した。おしなべて騒々しい時代であった。

その手紙には、おそるべき企てが記されていた。書きぶりからは、英語を母語とする人物ではないことが明らかである。だから、訳出するにあたり、その雰囲気を伝えるためにあえて直訳体にした。

T氏が香港で当局に拘束されたのは遺憾であった。彼は自分でブツ（モルヒネかヘロインと思われる）を運ぶという間違いを犯したのだ。船で運びさえすれば、我々の力で問題なく陸揚げできたのにも拘らずだ。彼がヨーロッパへ行ったのは今回が初めてであったし、それぞれ異なった場所で自分のおかれた状況を定かに把握できていなかったようだ。

したがって、ホテルへ帰る道筋であるとか、通訳や郵便配達人とのやりとりで、自分の行動を秘密にしておくことが難しかったと思われる。そのため、香港当局に疑いを持たれ、拘束された。

しかし、この件は解決できた。六カ月は服役しなければならないだろうが、禁固刑の残り一、二カ月は五、六万ドルの身代金でなんとかなるだろう。我々は、もっと早く出所させられるよう手配中だ。

五、六万ドルといえば、現在の貨幣価値に直せば一二五万ドルから一五〇万ドル、ざっと一億五〇〇〇万円前後の金を、連中はたやすく右から左へ動かすことができたようだ。

厦門からロンドンへの手紙の返事は、パリで投函され、大阪へ送られた。そのなかにはこうある。

あなたに言っておきたいのは、私は完璧な組織を持っているということだ。税関などに沢山の友人がいるし、何よりもこのビジネスを知りつくしている。実際、私よりうまくコントロールできる人間がいるとは考えられないし、私は多くの日本のバイヤーに顔がきくから、大量に売りさばくことができる。このビジネスは信用のビジネスであり、製薬業者らは個人的な友達なのだ。

明確にしておきたいのは、商品は個人倉庫であろうと、あなたの指定する上海のいずれの場所であろうと、手もとに届けられるということだ。

しかしそうするには、T氏が陥ったような事態から私自身の身を守るのに要る多額の出費を考えれば、あなたから財政的な支援が必要だ。

他の通信からは、当時、連中は乱数を用いた暗号を使っていたことがわかる。たとえば、「5362」は「商品を会社名義でなく個人使用目的として受領するよう提案せよ」、「5195」は「上海から厦門へ送るよう提案せよ」といった具合である。また、彼らのプライベート暗号なるものは、「ベーリンガー社製モルヒネ塩基パウダー一ポンド入り」が「WXVAV」、「メルク社製コカイン結晶二五オンス缶入り」が「WYVWE」といったふうであった。

グローバリズムの先駆け

この数年後、国際連盟によって事務総長名義で出された覚書がある。「アヘン及び麻薬密輸シンジケートのオペレーションに関する覚書」と題されている。前段に「上海広東通り五一で一九二五年一月押収の文書により明らかになった」とある。連盟文書は六月二七日付だから、事件発覚以来、半年も経ないうちに各国へ知らされたのだ。

「この事例は上海租界合同法廷への告訴から浮かび上がった」とあるから、租界会審公廨と言われた上海第二特区地方法院のことであろう。ふたりの人物が盗品のアヘンを処分したケースである。コンスタンチノープル（現在のイスタンブール）からウラジオストックへ向けて海送された一八〇〇箱のアヘンが、違法に船から運び出され、上海で売り払われた、という事例である。

それによると、シンジケートは上海の会社の人間によって組織され、神戸在住の日本人が資金を提供し、メンバーらは頻繁に神戸を訪問していた。ある神戸の会社が事件の二年前にチャーターした船が、シンガポールよりエジプトを経由し、イタリアのジェノヴァ港で、ウラジオストックから積み出された二六ケースの麻薬を積み込んで、コンスタンチノープルへ向かった。

コンスタンチノープルでの船荷監督人は中国籍の人物で、不正に入手したパスポートを所持していた。ロシア人が付き添っていた。当初の目的地であったウラジオストックでは、スイス生まれで帰化して英国籍になった人物が、アヘン輸入免許を取得するための合資会社を持っていた。海外でのアヘン入手に隠れ蓑として使われた。アヘンはここでジャンク船に積み替えられた。

船は、インドネシア、アチェ州サバン港に到着し、ここで当局に「一八〇箱の生アヘンが船倉の一室の中、木製のついたての後ろに二六箱の他の麻薬とともに隠されていた」のが発見されている。アヘンの船荷に関しての報告を怠っていたことで罰金が科されたものの、当時のオランダ領へ密輸する意図があったという証拠はないとして、船はアヘンその他の麻薬を搭載したまま出港を許された。

アヘンは上海に到着して、ある造兵廠へ運び込まれた。ここは上海防衛長官の監督下にあった。密輸に関して、軍は直接的に関与したか、少なくとも黙認していたことがうかがわれる。

このようにして私は、百年前に作成された各国の公文書や国際連盟文書、また密輸業者らが、例えば当時ヨーロッパと極東との間で取り交わした怪しげな書簡などを探し出し、過ぎ去った時間に流され、過去に埋もれてしまった物語を掘り起こそうとしてきた。

各国の公文書を紐解けば、国境を越えた組織犯罪の事例が生々しく姿を現す。小説や映画に出てきそうな場面が幾らでもある。そして大抵、事実は小説より奇なりなのであった。

変わらない手口

ここで、時は一九九〇年代に飛ぶ。

カナダの製薬会社がインド製のエフェドリン（咳止めとして使われるが、覚醒剤の原料だ）を大量に輸入しようと企てたことがある。次のような背景があった。

当時も世界各地で覚醒剤の密造が行なわれ、アメリカ合衆

国内でも大きな問題となっていた。したがって、アメリカは原料である前駆物質エフェドリンを厳しく規制した。覚醒剤を密造しようとする者らは、製薬会社の造ったエフェドリン入りの鳳邪薬を多量に買い込んで、原料として使おうとした。だから、合衆国当局はそれも厳しい規制の対象とした。

その頃、隣国カナダでは、エフェドリンとその製剤に規制をかけようとする最中であった。まだ新しい法律は制定されていなかった。その間、カナダの製薬会社はエフェドリン製剤（鳳邪薬）を大量に製造し、それがアメリカへ多量に流れ、覚醒剤密造に使われた。

インドはその薬品原料としてのエフェドリンを製造し、医療目的で世界各国へ輸出していた（現在もしている）。ある日、インド政府よりウィーンの私の事務所に連絡が入った。麻薬規制当局の次長からであった。かつて国連で私のスタッフだった男である。カナダ政府の側の規制当局から届いたという手紙についての問い合わせであった。カナダはエフェドリンを輸入するにあたっては何ら規制などかけてはいないという旨の内容であった。私は、この手紙が偽造されたものであると即座に分かった。

その手紙の差出人の名前は実在の公務員であったが、これもかつて国連で私のスタッフだった男なのである。彼はもともと中国政府保健省の役人で、国連で我々の研修をうけて、私のところで仕事をした後、移住してカナダ政府に勤務した。

流通経路から非合法なルートへ横流しされ、各国へ密輸された。今は、正規ルートからの麻薬や覚醒剤横流しは難しいから、密造されたものが密輸される。

一世紀を超える時の流れは、いつの時代であれ、国境を越えて法を犯し金儲けしようとする者たちとそのやりようには、共通項があることを指し示してきた。

まずは、国際的な組織犯罪の存在があった。さまざまな国籍の者たちが関与して、汚職がはびこり、巧妙な隠蔽工作が行なわれた。賄賂を使って入手した輸入許可証が使われ、製薬会社や化学物質製造会社が、横流しされることを知りつつも見てみないふりをして販売したのであった。

麻薬の国際的規制——国際連盟と国際連合

麻薬の問題は、当初より国際問題であったから、体制の違いにかかわらず、各国は手を携えて対処してきた。合法的な医療麻薬の規制も、非合法な活動とのたたかいも、乱用防止の努力でさえも、一国だけでは完結しない。そこには、国際組織の存在が必要であった。

国際連盟は一九二〇年一月に成立した。それに先立って、一九〇九年には上海で世界初の麻薬規制のための政府間会議が開かれ、一九一二年に万国阿片条約という世界初の国際麻薬規制条約が採択されていた。

連盟は、発足した後、麻薬対策にも直ちに焦点をあてた。

したがって、手紙の署名が彼のものではないことなど、私にはすぐ分かるのであった。

私はインド当局にエフェドリンの輸出停止を要請し、カナダ政府には捜査依頼をした。ただちに、王立カナダ騎馬警察（国家警察である）の大捜査が行なわれて、当事者の会社は訴追された。

もちろん、カナダの関連法制が整った今では、このようなことは起こり得ない。当時、あの会社は気の利いたことをやったと思っていただろう。しかし、国連の我々の事務局を通して、すぐにそのような企ては判明する仕組みが存在することを知らなかった。まして、この場合、国連での責任者である私自身がカナダとインド双方の責任者を直接知っているなど、想像できなかったに違いない。

こういった企てがただちに発覚するよう、世界各国の担当官たちと我々は、任務の要求するところを超えて、必要なメカニズムを創り上げてきた。このケースの場合、私としては溜飲が下がる思いであった。

これらは断片的な事例ではある。氷山の一角でもある。しかし、代表的なケースだ。一九〇〇年代初頭から現代にいたるまで、物は違っても国際犯罪組織の手口は同じであった。歴史は繰り返すのだ。

一九〇九年に初めて上海で、麻薬に関する政府間の会議が開かれたとき、特にアヘン系の麻薬が問題であった。正規のその最初の総会で「阿片及びその他の危険薬物の密輸に関する諮問委員会」を設立して対応したのだ。現在の、国際連合「麻薬委員会（CND）」の前身である。準立法機能をもつ。

当初より、すでに連盟事務局は、麻薬事犯の捜査結果を世界各国へただちに情報伝達するなど、必要不可欠な役割を果たし、踏み込んだ情報発信をしていた。先にあげた国際連盟の覚書などは、現在も存在するよく知られた製薬会社の麻薬横流しへの関与を、名指しで指摘さえした。

この頃、国際連盟事務総長は初代の英国出身サー・ジェイムズ・エリック・ドラモンドで、事務次長のひとりは、新渡戸稲造であった。

これも余談だが、先に紹介した国際連盟の覚書の原文は、肝心なところが一段落全体が一つのセンテンスで構成されるなど、ひどく読みにくい文章であった。現在の国際連合においても、きわめて官僚的で、受動態を多用した、けっして良い英語とは言いがたい文章が頻繁に見られる。読み手は閉口するのだが、国際連盟の初期、すでにそうであったらしい。閑話休題。一世紀余り前、国際連盟事務局は、国境を越えた情報を共有するために懸命な努力を続けて、非合法な活動に鋭く楔を打ち込んだ。これが一九〇〇年代初頭、国際麻薬規制がいまだその揺籃期にあったとき、連盟が果たした役割であった。現在に至る条約体制を築く礎となった。

そして、遥か後年、新たな条約のもと、私が国連側の責任

者としてチームを組み、世界各国の当局者達と新たなメカニズムを作り上げようとしたとき、一世紀以上前の先人達の苦闘を思い浮かべたのだ。

麻薬を規制する国際条約と組織

一九一二年に万国阿片条約が締結されて以来、国際連盟と国際連合の時代を通して、条約体制は徐々に進化してきた。一九一二年、一九二五年（二条約）、一九三一年（二条約）、一九三六年、一九四六年、一九五三年、一九六一年、一九七一年、一九七二年、一九八八年と、ほぼ続けざまに麻薬規制条約が結ばれてきた。

それとともに、新たな機関もつくられた。初めて拘束力のある規制手段を制定した一九二五年条約の運用のため、独立した「常設中央委員会」がまず設立された。

そして、全世界から提出されるデータを綿密に吟味する統計制度が確立した。たとえば、X国が報告した輸出量と、輸入したY国の統計報告が一致しなければ、何かがおかしいとわかるわけである。

さらに、一九三一年に採択された条約は、医療目的での麻薬の需要に関して、いわゆる見積り制度を、歴史上初めて導入した。この制度のもと、独立した委員会が、各国政府が提出する、医療用に必要な需要見積りを仔細に検討した。「麻薬監督機関」という。この委員会が承認した需要見積りがなければ、その国への輸出は許可できないことになった。実質的な輸入枠の導入である。麻薬を密輸しようとする連中は、合法的な需要などは軽く超える量を手に入れようともくろんでいた。だから、犯罪組織がたとえ輸入許可証を巧妙に偽造したとしても、輸出国側で麻薬の輸出を許可しないのである。したがって、横流しは未然に防ぐことができたのだ。

こういったシステムは、今日、さらに進化して受けつがれている。そこに百年の蓄積を見ることができる。

常設中央委員会と麻薬監督機関の役割は、現在の「国際麻薬統制委員会（INCB）」に引きつがれた。独立した機関である。準司法機能をもつ。私は、その事務局に最も長く、四半世紀近くを勤務した。

国際連合事務局としては、幾度かの機構改革を経て、「国連薬物・犯罪事務所（UNODC）」がその任務を遂行する。国連による現行の組織は、先にあげた麻薬委員会、国際麻薬統制委員会とUNODCで、国際麻薬規制においていわば立法、司法、行政に相当する役割を果たしている。

今日、薬物規制のための国際条約体制は、次の三条約によって構成される。それまでの幾つもの条約を一本化した、一九六一年の「麻薬に関する単一条約」、一九七一年の「向精神薬条約」、そして一九八八年採択の「麻薬及び向精神薬の不法取引の防止に関する国際連合条約」である。

これらの条約は、規制される薬物の生産・製造・輸出入・使用を、医療用などに限定し、そのために必要な量は確保するとともに、非合法なルートへの横流しを防ぐ、きわめて複雑な規制手段を設定した。国際貿易の過程からの横流しを防ぐのに極めて有効であった。

化学物質規制にとりくむ

私が国連で最初に携わったのは、INCB事務局で麻薬見積り／統計制度を運用することであった。この制度が麻薬の横流しを防ぎ、医療用麻薬を確保した。しかし私の仕事のうち、わけても語りたかったのは、後に手がけた、前述の最も新しい一九八八年条約のことだ。

この条約は、乱用される麻薬や向精神薬ではなく、その密造に必要な前駆物質や、その他の化学物質を規制した。

かつて一九〇〇年代初頭に、合法的に製薬会社が造った医療麻薬が多量に横流しされていたように、一〇〇年後の現在では、原料その他の化学物質が正規のルートから横流しされ、麻薬や向精神薬などを密造するのに使われる。

一九八八年条約は、我々に新たな任務を与えた。各国が条約の規定を遵守しているかどうかを監視する任務に加え、どの化学物質を国際規制すべきかを吟味する役割も、新たに担うこととなった。

時代は移り変わっていたし、各国政府当局に薬物規制の経験と慣行の蓄積はあった。だが、新たな国際規制の対象となったのは汎用品であり、麻薬に適用した厳しい規制をかけることはそぐわなかった。では、具体的にどうしたのであったか。

さまざまな取組とその進化

一九九〇年一〇月から一一月にかけて、当時のG7首脳国会議は「ケミカル・アクション・タスクフォース」会合を開いた。麻薬や向精神薬の密造に不可欠である、前駆物質やその他の化学物質の規制を検討することを目的とした。前述の一九八八年条約が未だ発効さえしていないときであった。

その頃、私はINCB事務局次長を務め、新たに設立された前駆物質統制室長を兼務していた。当然、INCBにもタスクフォースへの招待があった。しかし、時期が悪かった。

岩波文庫
奴隷
—小説・女工哀史—
細井和喜蔵（解説＝松本 潤）
幼くして両親を失い、機屋の奉公人として働き始めた少年は、近代化の歯車が高速で回り労働者を呑み込む中を生きる。少年の目に何が映ったのか？ 丹後ちりめんの里と大阪を舞台とする、「女工哀史」著者の自伝的小説。
本体1260円（税別）
岩波書店

ＩＮＣＢは条約上、少なくとも年に二回の会期を持つことが義務付けられていて、その主たる会合は秋に開かれていたからだ。通常であれば、それを抜けるわけにはいかなかった。

しかし、当時の委員長はじめ、ほかの委員たちは、私が代表して出席すべきだと強く主張した。新条約が発効する前、ＩＮＣＢの新たな任務と世界が必要とするものの大きさから、直接に貢献することは不可欠だと。だから、私はその後、幾度も大西洋を横断することになった。

タスクフォースへ参加したのは、化学物質の製造・輸出入に関わる国々、麻薬や向精神薬の密造の摘発がある国々と、国連の他、関連する国際機関、例えば国際刑事警察機構（ＩＣＰＯ／インターポール）や世界税関機構（ＷＣＯ）などであった。

そこでは、各国が具体的にどのような手段を取るべきか、またどの化学物質を新たに規制の対象とすべきか、その二本立てで知恵が結集された。

その検討と協議のためほぼ半年間、毎月ワシントンに飛んだし、タスクフォースの最終会合は、アジア地域の事情も無視できないとマレーシアで行なわれ、そこにも当然参加した。

我々にとってそれは、綱渡りをしているようなものであった。それまでの任務をこなしつつ、効果的な規制のメカニズムを作り上げると同時に新たな物質をいくつも規制するという作業に着手しなければならなかった。それぞれが簡単なことではない。こうした準備段階を経て、一九九〇年一一月一一日、一九八八年条約が発効した。

一から始めなければならなかった。我々の前には誰もいなかった。道は作られていなかったのだ。だから、世界各国の当局者と語らい、結果をもたらす効果的な手立てを作り上げようと、ともに懸命の努力を重ねた。幸いにしてＩＮＣＢ事務局にはすこぶる優秀なチームを作ることができたし、主だった国々の当局者も、新たな任務に燃えていた。

責任者として私がとった方針は、条約の規定を柔軟に運用するということであった。目的を達成するために、条約に書いていないことでも各国の任意での協力を求めようとしたのだ。関係諸国の当局と綿密に協力して、様々な国際オペレーション（作戦）が始動した。関係諸国の任意による。これまでにないことであった。

これは、麻薬などの密造に使う化学物質を、輸出国からその次の国、またその次と、様々な当局が密接に連携して、最終地までの追跡を目的とした。そのどこかで行なわれるかもしれない横流しの企てを発見し、阻止するためである。

そのために、事細かな運用手順が決められ、情報をただちに関係諸国と共有するメカニズムが創られた。その中心に、国連の我々のチームがいた。例えば、横流しの企てが判明するたび、特別警報を発信する仕組みができていた。

こうして展開した国際オペレーションについて、次回、詳しく語ることになる。

（つづく）

連載……第3回

麻薬現代史

国際オペレーション

藤野 彰

ふじの・あきら　一九五一年、山口生まれ。一九八〇年に国連に採用され、国際麻薬規制に携わる。国際麻薬統制委員会（ＩＮＣＢ）事務局次長、国連薬物・犯罪事務所（ＵＮＯＤＣ）東アジア・太平洋地域センター代表、ＵＮＯＤＣ事務局長特別顧問など歴任。現在、（公財）麻薬・覚せい剤乱用防止センター理事など。

武装警官隊によるコカ・ブッシュ伐採とその中を通り抜ける村人。コロンビア。

前回語ったのは、薬物規制の国際条約体制がさらに進化し、一九八八年に新しい条約が成立して、麻薬や向精神薬の密造に使われる前駆物質その他の化学物質を規制したこと、そしてそれを受けた一九九〇年代初頭の動きのことまでであった。

一九八八年条約は国際麻薬統制委員会（ＩＮＣＢ）に新たな任務を与えた。その事務局の私のチームは、条約がその目的を達成するために、実効性のある世界規模のメカニズムを作り上げるべきだと考えた。主要関係国の担当官たちと密接にコンタクトしながらだ。

誰も考えたことがない構想を実行に移すには、かなりの長い道のりが必要だった。しかし我々は急がねばならなかった。世界で最も乱用される、コカイン、ヘロイン、そして覚醒剤などの密造はとどまるところを知らなかったのだから。

それは、こう始まった。

始まりのとき

ドイツはフランクフルトからそう遠くはないところに、ヴィースバーデンという常に静寂の気配をたたえる綺麗な街がある。美味いスパークリング・ワインの産地でもある。ドイツ連邦警察の本部が置かれる。一九九八年の暮れもおしせまったころ、そこで数カ国の当局と非公式の円卓会議を開いた。麻薬や覚醒剤の密造に使われる化学物質規制のためである。

会議がいったん終了した後、廊下で連邦警察の古い友人が

近寄ってきて、私に声をかけた。

彼が問うたのは、後に実際に始まった国際オペレーションが可能であるかどうかという話であった。それは、国連での責任者として私がとった、条約の規定を柔軟に運用し、そこに書かれていないことでも任意での協力を求めようとした方針に対する、いわば返答であった。

我々が特に語り合ったのは、こういうことだった。

麻薬を密造する連中が化学物質を手に入れるには、国際流通過程のどこかで姿を現さなければならない。だから、正規に製造し輸出した国から、次々に最終目的地まで追跡すれば、どこかで発見できる。前回ふれた通りである。紙の上だけの処理ではだめだ。実際に人が動かなければいけない。我々はそう語り合った。

そのための「標準実施手順」を綿密に設定し、この国際オペレーションに参加する関係諸国の行政・取締機関それぞれが確実に従う必要があった。

わけても話し合ったのは、中央で、捜査結果も含め必要な情報を直ちに共有する役割を持つ組織が不可欠であるということだ。それは私のいた国連のＩＮＣＢ事務局を通じて行なうことに合意した。

なぜ国際刑事警察機構（ＩＣＰＯ－インターポール）や、世界税関機構（ＷＣＯ）ではなく、国連が情報共有の窓口となったのか。それはひとえに、目的が化学物質の横流しを防ぐことだからだ。ひとつひとつの輸出案件の検証は、まだ警察や税関の扱う段階以前のことである。まず各国の行政当局による検証が必要であり、したがって国連経由なのであった。

ここで私は、一〇〇年あまり前、国際連盟が情報共有に果たした役割を思い起こしていたのだ。それはこの連載の最初でふれた。

もちろん、警察や税関などの捜査機関との連携は不可欠であったから、国際的には、警察はＩＣＰＯ－インターポールを、税関はＷＣＯを経由して、情報の共有ができるシステムを作り上げることとした。

ふたりでほとんどひそひそと話しあった後、私たちは一歩先へ踏み出すことを決めた。全てはここでの我々ふたりの構想から始まった。

翌年二月、スペインの首都マドリードで、関係諸国とＩＣＰＯ－インターポール、そして我々ＩＮＣＢ事務局で、コカイン精製に使われる過マンガン酸カリウム規制に関する会議を開いた。この化学物質を製造・輸出する諸国と、アンデス山脈に位置する国々が参加した。三月には、フランスのリオンにあるインターポール本部で会合をもち、実施手順の詳細を詰めた。その間、世界各地でさまざまな調整がなされた。

こうして、立て続けに実務担当官による国際協議を行なった。この時期、国際機関と関係諸国との国境を越えた連携は、ゆうに犯罪組織の上をいっていたはずだ。

翌年春、初めての国際オペレーションは動き始めた。そして、貿易ルートからの横流しの企てが次々に判明し、阻止されてきた。

オペレーション・パープル

最初に開始したのは「オペレーション・パープル（紫色）」という。連載第一回でも触れた、コカインを純度の高いものに精製するために使われる化学物質、過マンガン酸カリウム（紫色だ）が密造者らの手に落ちるのを防ぐのが目的であった。

それを最初にターゲットにしたのは、すでに南北アメリカで、関連する国々による地域的な努力が始まっていたからである。

この過マンガン酸カリウムは、例えば一〇〇キロのコカインを精製して純度を高めるのには二〇キロほどが必要だとされる。したがって、横流しを防げば、その五倍の量のコカイン精製を妨げることができる。

この任意の国際オペレーションでは、過マンガン酸カリウムの積荷を、ひとつひとつ輸出国から、途中で中継する国々、そして最終目的地まで追跡した。そのために、我々は「輸出事前通告」のシステムを導入した。

化学物質という汎用品ではあるし、どの程度厳しい規制をかけるかは、条約上それぞれの国に任されている。政府によっては必ずしも関与する事業者や輸出入状況などを詳細に把握できてはいなかった。輸出入許可制度なども、たいていの場合適用されていない。ありていに言えば、誰が何をどう使っているかもわからなかったのだ。

そこで輸出事前通告が役にたった。通告を送って、「あなたの国の〇〇社へ、Ｘキロの過マンガン酸カリウムを輸出します、住所はこれこれです、云々」と伝えさえすれば良いのだ。輸入国の担当官は少なくともそこへ行って、実際にその会社が存在するのか、本当に注文したのか、正当な事業目的があって輸入するのかなどを調べることができた。

こういった気の遠くなるようなチェックをひとつひとつ積み重ねることで、横流しの企てが確実に判明するようになったのだ。それは場合によっては、実際に積荷が船に積載されたかを確認しに行くことまで含んだ。

不正が発覚したら、直ちに他の国へ知らせなければならない。横流しをたくらむものたちは、ひとつ企てが失敗すればすぐ他の国を狙うのであるから。中には、最初からいくつもの国へアプローチをかけていた場合もあった。

そのために、ＩＮＣＢ事務局の私のチームは、横流しの企てや押収の情報を受けると直ちに「特別警報（スペシャル・アラート）」を全ての参加国の当局へ発信するメカニズムを作り上げた。

以下、実例を挙げる。

たとえば、中国当局が香港への輸出を三度にわたって差し止めたことがある。そのいずれの場合も、香港の会社は発注

したこと自体を否認したのであった。

同様の事例に、コロンビア国家警察が一〇トン近い過マンガン酸カリウムを押収したことがあった。積荷はスペインから輸出され、オランダのロッテルダムを経由して、コロンビアに持ち込まれた。一本が一五〇キロサイズのドラム缶に入れられ、木枠の中に隠されていた。船荷証券に記された会社は、このひと月ばかり前に一二トンが押収された際も名前が出たが、やはり発注したことを否認したのだ。

アメリカ合衆国税関による二〇トンを超す押収の場合は、マルタからメキシコに送られる途中であったが、その前は香港のブローカーからドイツのブローカーの手に渡ったものであった。

また、中国当局からの通報にもとづいて香港当局が調べたところ、一〇〇トンの発注をしたとされる会社は、架空のものだったことがある。最終目的地は南米であったに違いないが、もし横流しが成功した場合、五〇〇トンものコカイン精製が可能であった。過去における日本での最大年間コカイン押収量が約一二四キロであったのと比較すれば、その膨大さが理解されよう。

ヴェネズエラ当局が二五〇キロの押収をしたが、これは前年に押収され税関倉庫に収められていたものが、税関職員によって盗まれたものであった。

また、こういうケースもあった。コロンビアで押収された三〇トンはメキシコから輸出されたのだが、プリンター用トナーと偽装されていた。ぬけぬけと偽装するのは常套手段だ。

これらは、ほんの一握りの事例ではあるが、次のことがわかる。あちらこちらの国々を経由するルートを取る、架空の会社か実在の会社名を使う、そうでなくとも発注したこと自体を否認する、往々にして関係のない国のブローカーが関与したことなどである。一〇〇年前の、麻薬横流しの事例と良く似通っているのだ。

繰り返すが、これらのオペレーションの手段は皆、非公式で任意のものであった。業界も説得しなければならず、官庁間での調整も必要であり、各国政府の当局者は良くやったものだと、今、改めて感慨を覚えざるを得ない。

コロンビアの奥地へ飛んだときのことは、この連載の初めにふれた。軍用ヘリコプターで飛べば、眼下には鮮烈な陽の光を浴びて輝く河が、ジャングルの緑に包まれた山々を縫うように蛇行しながら、どこまでも続いていた。美しい光景であった。そのような奥地へ、さぞかし大変であろうに、コカイン密造のため、各種の化学物質を運び込む連中がいるということが、何やら不可思議でさえあった。そこには、貧しいがゆえにコカの木を栽培させられている農民たちがいることにも、思いを馳せた。

オペレーション・パープルを開始した頃のできごとを思い起こすことがある。コロンビアに、Gという政府担当官がい

た。国連とも密接に連携して、積極的な活動を続けていた。試行錯誤を重ねていた我々にとって、得がたい当局者であった。そのGがあるとき、しばらく姿を消さねばならないと言ってよこしたのだ。麻薬組織から彼と家族への脅迫があったからだという。

それから何年かが過ぎた。世の中にはソーシャル・ネットワーキング・サービスなるものが広まり始めていた。そこで私への連絡があったのだ。「覚えていますか、Gです」と。彼は違う名前を使って登録していた。そのときの安堵した思いは、今も記憶に鮮明である。

こうして、この一連のシリーズでの国際オペレーションが、続々と始動していった。

オペレーション・トパーズ

次に、ヘロイン密造にも早急に対処しなければならないと考えた。

「オペレーション・トパーズ」は、ヘロイン製造に不可欠な無水酢酸の国際流通を個別に追跡し、横流しを防ぐための構想であった。無水酢酸がなければ、アヘンから抽出したモルヒネをヘロインに転換することはできない。

たとえば、一〇〇キロのヘロインを密造するには、一〇〇から四〇〇リットルの無水酢酸がいる。

余談ながら、このオペレーション名には、当初、違う名前が挙がっていた。しかし、スタッフのひとりが丁寧に調べた結果、アフリカの某国でかつて行なわれた、悪名高い軍事作戦名と同じであったことが判明したのだ。これはよろしくないと、変更した。では、なぜ「トパーズ」かというと、トルコ石の輝きから思いついた、ただの素朴な連想であった。一九八八年条約採択のはるか以前から、トルコが独自に無水酢酸を規制していたのに、敬意を表してのことだ。

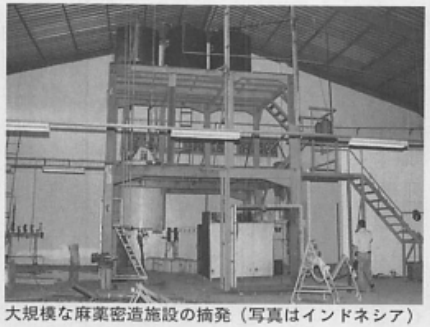
大規模な麻薬密造施設の摘発（写真はインドネシア）

オペレーション・トパーズのアイデアを最初に検討したのは、アラブ首長国連邦のドバイで、二〇〇〇年一月に開いた協議の場であった。一〇月、トルコのアンタリアで国際会議を招集、一二月ロンドンにてオペレーション運営委員会を開く、というように着々と手はずを整えた。そして、二〇〇一年三月一日をもって始動した。オペレーション・パープル開始のときもそうであったが、ここでも、世界を股にかけて動

くことについては、我々は密輸組織などより上を行ったはずである。

オペレーション・トパーズがあてた焦点は、第一回にふれた黄金の三角地帯、黄金の三日月地帯、アンデス山脈を含む中南米などの、ヘロイン密造が集中する地域へ無水酢酸の流入を防ぐことだ。わけても懸念の対象は、アフガニスタンであった。今日では世界最大の不法ケシ栽培地帯であるからだ。

アフガニスタンへの無水酢酸の密輸ルートはいくつかあった。内陸国であるから、陸路で運び込まれる。南はパキスタンと国境を接し、北には中央アジア諸国が位置し、西はイランである。その先のトルコ、さらには黒海もルートに入った。東の中国との間にもわずかながら国境がある。

オペレーション開始当時、わけても中央アジアルートが我々の関心を引いた。そこで何が起こっているか、良くわかっていなかったからだ。

中央アジア五カ国のうち、ウズベキスタン、タジキスタン、トルクメニスタンがアフガニスタンと国境を接する。横流しが行なわれたのは、国境を接する国であったかも知れず、あるいはその先にあるヨーロッパの別の国々でもあり得た。わかっていたのは、どの経路であれ、無水酢酸がアフガニスタンへ密輸されるルートを、密造されたヘロインが逆にたどっているということであった。こうしてヨーロッパにヘロインが密輸された。

だから、まずは無水酢酸がどこで横流しされたのか、そもそもどの国で（合法的に）製造されて、どの国々を通って横流し地点まで運ばれたのか突き止めねばならなかった。

中央アジアルートの場合、我々はそのいくつかの国を実際に訪れて、関係当局との具体的な連携を強化した。残りのカザフスタンとキルギスタン、さらにアフガニスタンも含め、オペレーション運営委員会も開いた。ウズベキスタンの首都タシケントにおいてだ。

現場に出向き、直接に担当官たちと知り合うことには、計り知れない意義があった。どこの国でも、何であれ、人と人との信頼があって物事は動き、任務の要求するところを超えて、人は動くのであった。一連の国際オペレーションでも、

岩波現代文庫
反転する福祉国家
—オランダモデルの光と影—
水島治郎
オランダモデルと言われる雇用・福祉改革が進む「寛容」な国オランダでは、移民・外国人の「排除」も急速に進行した。対極的に見える現実にはどのような論理が潜んでいるのか。ポピュリズムに揺れる時代を読み解く。
本体1340円（税別）
岩波書店

確かにそうであった。

オペレーション・トパーズが始まった二〇〇一年、INCB事務局は参加国の当局から二〇〇〇件を超える無水酢酸の国際取引についての報告を受け、その総量は二〇万トンを超えた。それだけの貿易が検証されたのだ。

オペレーション・パープルの場合と同じく、INCB事務局は「特別警報」を参加諸国に配布した。いくつか実例を挙げる。

例えば、イラン当局によって報告があった一万五〇〇〇トンを超える押収には繊物染め用とのラベルが付いていた。韓国から輸出され、船便でイランへ着いてからは、陸路でアフガニスタンへ輸送される予定であった。

また、インド当局からの報告では、一トン半近くの押収についての捜査が七トン余りの別の押収につながったが、その両方の事例で、無水酢酸は、添付文書には規制されていない塩酸、と記載されていた。またもや偽装の事例である。

さらに、コロンビア政府からの報告によると、その国家警察によって押収された六トンの無水酢酸は、ラベルの付いていないドラム缶二〇〇本に詰めてあった。そこにたどり着くまでの経緯は不明であった。

これら一連のケースも、あえてさまざまな国を経由したり、実在の会社の名前を使うなど、オペレーション・パープルの場合と同じであったし、一世紀前の事例とも実に似通っていたのであった。

無水酢酸については予期しない展開もあった。この化学物質は、さまざまな用途を持つ。アスピリンやプラスチック製造にも要るが、爆発物を作るのにも使われる。あるとき、アフガニスタン周辺の某国への輸出の中に、軍へ宛てたものがあった。その輸出国の情報機関が、爆発物製造目的ではないかと疑念を抱いたことがある。

麻薬・向精神薬の場合でさえ、条約上、そういった輸出入報告の義務はあるものの、用途は明らかにしなくとも良い。ましてや、汎用品の話なので、我々はそれ以上首をつっこむことはできないのであった。

しかしながら、化学物質規制という点からは、INCB事務局は、化学兵器禁止機関（OPCW）などと実務上の接触もあったから、さらに情報共有の可能性があったならば、と思わないことはなかった。密輸をする連中はそうしたことを自在にしたのであったから。これも余談ではある。

オペレーション・パープルとオペレーション・トパーズは二〇〇六年に統合され、「プロジェクト・コウヒージョン（結合）」と呼ばれて今日に続いている。

プロジェクト・プリズム

その次には、覚醒剤密造への対処も急務であると考えた。そうして「プロジェクト・プリズム」が二〇〇三年一月に始まった。前年六月にINCBがワシントンDCで開いた、ア

ンフェタミン系覚醒剤（ＡＴＳ）に関する国際会議で、その枠組みと執行手順を決めた。

ＡＴＳを造るのになくてはならない、いくつもの前駆物質を追跡して、その横流しを防ぐのが目的である。さらに、一連の前駆物質のみならず、覚醒剤密造に使う機器の横流しを防ぐことも目的に加えられた。

プリズムという名は、さまざまな前駆物質を対象とすることの連想からきている。後に、関係者の誰かが「不法な薬物合成に必要な前駆物質」という英語フレーズの頭文字だ、と言ったことがあるが、これはもちろんこじつけなのであった。

アンフェタミン系覚醒剤というときには、アンフェタミン、メタンフェタミン（日本で最も乱用されるのがこれだ）、ＭＤＡ／ＭＤＭＡ（俗称エクスタシー、むしろ幻覚作用のために乱用される）といった一群の向精神薬を指す。

いわゆる覚醒剤の前駆物質には、主なものとして、エフェドリン（最もよく使われるが、風邪薬にも有効な成分である）やＰ－２－Ｐと呼ばれるものがある。エクスタシー密造には、ピペロナルやサフロール、３，４－ＭＤＰ－２－Ｐなどという、普通は耳にすることもない化学薬品が原料として使われる。

こういったＡＴＳ密造には、何種類もの合成法があるし、また前駆物質の前駆物質なども使われるから、記述が煩雑になるのを避けるためにここでは省略する。要するに、アンフェタミン系覚醒剤の密造をしようという連中が、何をどの段階から使い始めるのか、直ちには判断がつかない。

したがって、国際的に取引される先駆物質の積荷を追跡して横流しの企てを発見する手順に加え、我々は「逆追跡」にも焦点を当てた。

前駆物質を押収した時点から、それがどこで横流しされたか、どのルートを通って運ばれたのか、そもそもどの国のなんという会社によって製造されたのかなどを突き止めようとするものであった。それが判明しなければ、密造業者らは、その調達先で繰り返し入手できるからである。

この作業は簡単ではなかった。例えば、前駆物質が押収されたとして、遅んできた者たちは、その部分だけを担当したのみで、それ以前のことは何も知らないのが普通であったからだ。大もとにたどり着くのは簡単ではなかった。

こうしたことから、化学品業界の協力を得て、最初の製造段階で、何らかのトレーサーを仕込んでおけば良いとの案も浮上した。押収した段階で出所がわかるというわけである。放射性物質を仕込むだの（これは直ちに却下した）、発信機を入れるだの、色々なアイデアが出されはした。

しかし実際はこれも困難で、役には立ち難かった。密輸グループは往々にして、異なる国で入手した化学物質をどこかの国へ集め、混ぜ合わせてから最終目的地に密輸したからだ。

また、押収された覚醒剤の分析から、密造に使用された前駆物質は何であったかを特定する作業も進めた。これは有効であった。何が密造に使われたのかがわかれば、先々の横流しの企てを阻止することが容易になった。現在では、どの物質をどこの国のどの社が合法的に製造しているかは、多くの場合、判明しているからだ。

これらの国際オペレーションが始まる一〇年ばかり前、一九九〇年代初頭では、そうではなかった。

チェコスロバキア（まだ分離してはいなかった時期である）がエフェドリンの製造と輸出をしていることを知り、その当局に、任意で過去半年にわたる輸出データの提出を依頼した。全てはスイスへ輸出されていた。そこでスイス当局にそのチェックを依頼したのだ。

何日か後に、私のオフィスの電話が鳴った。ある金曜日の朝だったと記憶している。スイス当局の長からであった。悪い知らせがある、すべて北米へ向けて再輸出された後であったと、彼は私に伝えたのだ。それが、我々にとって長い夏の始まりであった。

そして、一〇年ばかりのときが過ぎ、世界の関係当局によるデータと慣行の蓄積、そして情報交換のメカニズムが整いつつあるなか、この稿で紹介した国際オペレーションを行なうまでにたどり着いたのだった。もはや、スイス・コネクションなどはない。

＊　＊　＊

今回は、この先の連載につながるスケッチを描いてみた。こういった国際オペレーションは、非合法なルートへの横流しを防ぐのに、確実な効果を発揮してきた。そして近年、これらから派生したオペレーションや、新たな展開が続いた。また稿を改めて語る。

この連載ではさらに、密造、密輸、横流し、そして乱用の実態に踏み込むことになる。過去と現在の、さまざまな世界の事例を掘り起こしながら。

（つづく）

佐藤俊樹
社会科学と因果分析
ウェーバーの方法論から知の現在へ
四六判・上製カバー・456頁　本体2800円（税別）
社会科学全体の創始者の一人、マックス・ウェーバーの因果分析の方法論が、統計的因果推論等、社会科学の最先端の方法にそのままつながっているとしたら？　従来のウェーバー像とは大きく異なるその学問の姿を明らかにする。
岩波書店

連載……第4回

麻薬現代史

麻薬規制条約と人びとの物語

藤野 彰

ふじの・あきら　一九五一年、山口生まれ。一九八〇年に国連に採用され、国際麻薬規制に携わる。国際麻薬統制委員会（INCB）事務局次長、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）東アジア・太平洋地域センター代表、UNODC事務局長特別顧問など歴任。現在、（公財）麻薬・覚せい剤乱用防止センター理事など。

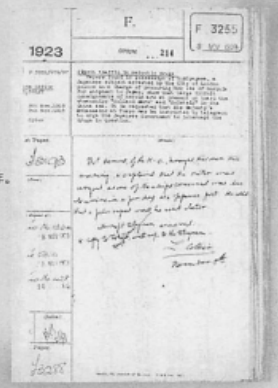

［麻薬密輸］と題された英国外務省ファイル。1923年。

前回は、国際オペレーションの話をした。一九九〇年代初頭に始まった、国連など関連国際機関の職員と各国の担当官たちが、任務の求めるところを超えて力を尽くした、前例を見ない新しい試みの物語であった。

この一〇〇年の間、薬物規制のための条約体制は確実に進化してきた。国際オペレーションは、その最も新しい段階に入ったとき、現状に危惧を覚え、ともに立ち上がった人びとが作り、奏でた、序曲とでもいうべきものであった。だからこの話には続きがある。

だが、そこに至るまでに、それぞれの時代に、いったいどのような背景があって、国際社会は条約体制を進化させなければならなかったのか。今一度、具体的な犯罪と、関連する諸問題を掘り起こして、物語を進める。

時を超えてよみがえる事象というものがある。歴史を見ることは未来を見ることだから、ここで「過去からの物語」を今少し語る。表舞台には現れることなく、しかし歴史の流れを変えた、時代の変わり目が確かにあった。

それぞれの時代に、世界のさまざまな土地で、麻薬をめぐる諸問題はつながっていた。国際社会がそれを認識するたび、麻薬規制の条約体制は、徐々に、しかし確実に、進化していった。一九〇九年（明治四二年）、上海での万国阿片会議が道を開いた麻薬規制のうねりは、節目節目で躍進を遂げた。

その背景を織り成した物語を掘り起こしていく。

一九二〇年代の出来事と新たな条約

「ジャパン・クロニクル」という、日本で発行された古い英字新聞があった。一九〇二年（明治三五年）創刊である。前身は、一八九一年発刊の「コーベ（神戸）・クロニクル」で、後に昭和の時代になって「ジャパン・タイムズ」に吸収合併された。その「ジャパン・クロニクル」が一九二一年六月三〇日付けで、まるまる一面を使って掲載した記事がある。重大な麻薬取引に関するものであった。当時の日本を経由したとされるルートの話である。

一九二一年というのは過渡期にあった。一九〇九年の上海阿片会議の後、一九一二年にハーグで万国阿片条約が世界で初めて採択されてから、一〇年になろうとしていた。当時、すでに国際犯罪組織が絡んだ麻薬密輸は、往々にして上海を経由し、外国人居留地「租界」も関与していた。

この時代、中国もまた激動期を迎えていた。上海会議が開かれたのは清朝のもとであったが、ほどなく辛亥革命が勃発し、ハーグ条約が採択された年の初めには、中華民国が成立していた。一九二一年に至っては、国民党を創建した孫文が広州で非常大総統に就任している。

余談ではあるが、この一九二一年、芥川龍之介が大阪毎日新聞社の命を受け、上海を訪れている。その後、中国各地を百二十余日かけて遍歴し、四年後に紀行文「支那游記」を著した。小説家は「僕のジャアナリスト的才能」の産物だと自序に書いたが、確かにそうであった。その一節「上海游記」では、当時の上海の人間模様を鮮烈に描いてみせた。魯迅が「阿Q正伝」を発表したのもこの年だ。

一九二二年の条約では、一般的な麻薬規制の義務を課したものの、各国が足並みをそろえて、具体的に同じ手段を取るまでにはなっていなかった。だから、ヨーロッパなどの製薬会社が合法的に造った麻薬を横流ししようとする蜘にとっては、さまざまな抜け道があった。

そんな時代背景のもと、「ジャパン・クロニクル」紙が掲載したのは、税関統計に表れなかった、モルヒネやヘロインのヨーロッパからアジアへの輸出、そして最終的に中国へと渡っていたという取材レポートであった。

その記事は、こう指摘する。

> 前年の一〇月より英米の港から日本向けのモルヒネ輸出はなかったようである。しかし、まだ大量の積荷で（日本の港へ）到着する。それはマルセイユ（フランス）、アントワープ（ベルギー）、ロッテルダム（オランダ）、ヨーテボリ（スエーデン）、コペンハーゲン（デンマーク）から来る。そしていずれも英米の船ではない。それ以上もとを辿るのは困難である。

たとえば、アメリカの供給会社などから日本に手紙が届くが、出荷に必要な特別許可証などは何とでもなるとほのめかしていたとする。

そして、イギリスの製薬会社三社、アメリカの製薬・卸売業者三社、日本の四社の名前を挙げた。それぞれが、実際にどのような役割を果たしたかについては、沈黙している。

日本の会社で名前が挙がったのはすべて、大阪に拠点を持つ社であった。したがって、荷揚げは神戸港なのであった。

ちなみに、星製薬という名が最初に出てくる。明治末創業のこの社は、日本で初めてモルヒネの製造販売を行なった。創業者の子息は後に、作家になった。「ショートショートの神様」と言われた星新一である。星製薬が当時の政争に巻き込まれ、裁判を勝ち抜いたことなどの経緯は、星新一『人民は弱し　官吏は強し』に詳しい。

1921年6月30日付
「ジャパン・クロニクル」紙

閑話休題。前記の輸出・再輸出などのケースでは、そもそも誰が取引を持ちかけたか、定かではない。英・米・ヨーロッパそして日本のどの会社でもあり得た。手もとにある史料からもそれが判明する事例はない。

英国外務省のファイルに綴じられた「アヘン・コンフィデンシャル」と題する機密書簡がある（一九二二年一月九日付け、タイトルの写真参照）。「ジャパン・クロニクル」紙記事掲載の翌年に出された。駐日英国大使より同国外務大臣宛であった。この記事に言及して、事実関係は概ね正確だとする。証拠不十分な憶測もあるとの注釈がついてはいたが。

もう少し背景に踏み込む。

この時期、世界最初の万国阿片会議の後、たとえば中国と英国の間には協定が結ばれていた。中国は国内でのアヘン使用を次第に減らすことを確約し、英国は、英領インドからのを含め、アヘン系麻薬の中国への輸出を減らすことに合意した。中国向けについては、この頃、実質的に禁輸措置へ向かっていたといってよい。

ところが、それ以外の国への麻薬輸出には、同様の規制はかかっていなかった。それゆえ、例えばヨーロッパの国々への輸出はチェックされなかったし、アメリカへの輸出も同様であった。輸入した国で使用されるのか、再輸出されるのか

もわからないままに（あるいは知りつつも関係のないこととして）、麻薬は輸出されていた。

だから先に述べたように、五カ国以上へ輸出することは可能であったし、そこから日本へモルヒネが再輸出されることが、実際にあった。日本へ（あるいはほかの国へ）輸出されることは、どこの時点で決まったのかも判明しない。いずれの国のどの会社が企てたかも、わからない。また、たとえば日本にあったからといって、日本人の関与する会社とも限らなかった。

一九二三年八月一四日付の英国内務省より外務次官宛の機密書簡がある。

日本企業数社による麻薬密輸の事案に関して、同封した覚書に付け加えられるべき、新たな書簡を入手した。

当該書簡には、日本の組織による非合法な販売目的のため、神戸市播磨町7丁目居住のC・S・C（原文はフルネーム記載）が英国製モルヒネを非合法に購入しようとする企てが明らかにされている。

日本企業が関与し、少なくとも三カ国を経由して、非合法なルートへモルヒネを横流ししようとした企ての一例である。しかし、日本国内でそれを画策したC・S・Cは、外国籍の人物であった。英語の名前で、おそらく、英米いずれかの人間だと思われる。

関連当局間で交わされた一連の通信から、当該人物らが監視の対象であったことがわかる。前記の書簡は、神戸在住のC・S・Cからニューヨークへ送られており、モルヒネの横流しは英国内でなされることになっていた。

要するに、他の国を経由させて目的地へ送るという、抜け道があったのだ。

前記の機密書簡「アヘン・コンフィデンシャル」は、英国政府の努力にもかかわらず、モルヒネ、コカイン、ヘロインが合法的な需要量をはるかに超えて日本へ輸出され、その後、中国へ密輸されていると結論づける。

しかし、不可解なことがある。たとえば、一九二〇年に英国政府がモルヒネ輸出を許可したのは六オンス半（一八四グラム）のみとされるが、日本税関の記録では、英国からの輸入量は一八万八二五オンス（五トンを超える）であった。

送った量より受けとった量が少なければ、貿易の途中で横流しがあったことが想像されるが、逆とは何ゆえであったのか。

おそらくは、第三国を（ときには複数）経由して、日本に到着したかと思われる。英国は、最初の輸入国（第三国）への輸出量を統計に入れ、日本はその輸入量を、再輸出して直接日本へ送った国ではなく、そもそもの製造国（英国）から輸入したものとして統計に入れた、ということでもあろうか。

＊　＊　＊

いずれにせよ、一九二〇年代では、各国の統計は比較するには充分ではなかったし、規制の抜け道はいくらでもあることを、国際社会は理解した。

この時代背景のもと、一九二五年にジュネーヴで新しい「国際阿片条約」が採択された。拘束力のある具体的な規定を導入したのだ。つまり、当事国には、足並みをそろえて同じ規制手段をとる義務が生じた。

たとえば、麻薬の輸出入に関しては、免許および許可の制度が導入された。国際連盟への詳細な統計報告も義務付けられた。輸出入統計を突き合わせて、合致しなければ、何かがおかしいとわかる。その統計の食い違いを検証するメカニズムができた。今日あるシステムの原型である。

しかし、麻薬の輸入許可証などは容易に偽造されたので（組織犯罪の関与がわかる）、大規模な横流しが続いた。一九二五年条約が採択されて数年のうちには、世界的に、医療用麻薬はゆゆしい過剰供給となっていた。それにともない、非合法ルートへの横流しが増加した。

これに対応するため、さらに国際社会は一九三一年に「麻薬の製造制限および分配取締に関する条約」をジュネーヴにおいて締結した。目的は、世界全体の麻薬製造量を、医療用として実際に必要な量に限定することであった。

そのため「見積もり」制度が義務付けられ、輸入枠が設定された。こうして、犯罪組織が輸入許可証を偽造したとしても、横流しを未然に防ぐことが可能になった。

一〇〇年前、国際犯罪組織が暗躍した

一九三〇年代、麻薬規制のための国際体制が確立していない初期の頃には、主要な国々の間でも、国境を越えた捜査や司法協力の手立ては、未だ確立していなかった。しかし、残されている機密資料から、犯罪組織が国境を越えて暗躍していたことがわかる。

一九三〇年六月三〇日付けの、神戸播磨町で投函されたニューヨーク宛の手紙がある。差出人の住所は、港のすぐ近くで、旧外国人居留地の傍であった。次のように書いてあった。

諸君、あなた方が出発前に、私を訪問するという約束を果たさなかったことに、極めて失望している。私を実に厄介な立場においてしまった。この種のものとしては世界でも最大級の組織の取締役と会えるよう、手配を済ませたところだったからだ。この組織は、メンバーを主な貿易港全てに配置しているし、際限のない資金の裏打ちがあるのだ。

手紙は続けて、「この組織は、一ポンド錫缶詰め、錫で内張したケースに収納してある、塩酸モルヒネ・パウダーを入手することに多大な興味を示している」と述べ、条件を提示

する。ラベル表示にまで具体的な指示を与えた。

それぞれの缶には、体裁の良い赤ラベルをつけ、何と記載するかについては、発注の際に決めることとしよう。まずどれか大手のラベル印刷会社から、ある程度の在庫を確保しておいてもらいたい。

手紙は、「組織」の性格についてもコメントして、ある事件にふれた。それは国際犯罪組織の存在を浮かび上がらせた。

この組織は、実に広範囲で力を持っているのだ。現在はもう存在しないが、ある会社が三年ほど前、組織のビジネスを請け負おうと、三度ばかり（麻薬を）出荷したことがある。これは満足のいくものだった。

しかし四度目に、彼らは偽物を送りつけ、同じ料金を引き出していった。その夜、現地代表当人は貨物客船に滑り込んで、無事にサンフランシスコへ到着することはできた。およそひと月後、彼は失踪し、その後、行方が知られることはなかった。

この手紙では、当該人物が「消された」とは明確に言っていないものの、その書きぶりからは、「組織」が手を下したことは想像に難くない。

ところで、この手紙の引用部分は、原文では、ただひとつの長い文章であり、不自然な句読点を続けて打っていた。書き手は英語を母語とする人物ではないことが分かる。一世紀前、すでに広がっていた、国境を越えた犯罪の証明である。

この時代、アメリカにおいては禁酒法が施行されて（一九二〇〜一九三三年）、組織犯罪が横行していた時期であった。だが、手もとにある資料では、国際的な麻薬密輸に関わったいくつもの組織と、当時アメリカ国内で勢力を振るった犯罪組織との関連までは辿ることができなかった。

もうひとつの事例

少し時をさかのぼる。一九二九年の末、オーストリアのウィーン警察局より英国ニュー・スコットランドヤード（ロンドン警視庁）宛に出された書簡がある。一九二六年にハンブルクで大規模なヘロイン密輸が摘発され、目的地は上海と考えられた事例についてである。こう述べる。

この事例は国際連盟文書 ref. C.589.M.225.1926.XI.O.C.488 の中で扱われている。……この件に関与したドクター F・R（原文はフルネーム）という人物は一八九九年にオーストリアのエーデルシュタール（ハンガリーとの国境近くの街である）に生まれ、……独身で、居住地は上海鎮江一四だとされる。

その目的は明らかではないが、彼は頻繁にヨーロッパへ旅行しており、今年の夏にはウィーンに滞在した。我々に

もたらされた極秘情報によれば、ドクターRは大規模な麻薬密輸に従事している。

上海のこの住所は当時、英国租界の中にあった。そこに居住するオーストリア人の関与するヘロイン密輸の事例であるから、目的地は中国、それも上海であった可能性は高い。

この年、中国では、孫文の死後、国民党の主権を握った蔣介石が北伐を開始している。こうした場合の軍資金調達の通例として、この時代、アヘンやヘロイン販売などが上海档案局（公文書館）の資料にもみられる。だが、手もとにある一次資料には、この事例との関連をうかがわせるものは見あたらない。

＊　＊　＊

こうした背景のもと、合法的な麻薬の輸出入制限のみでは、横流しと密輸に対処するに十分ではないと、国際社会は一九三〇年代半ばまでには明白に認識した。

だから一九三六年には、「危険薬物の非合法取引禁止条約」がこれもジュネーヴで採択され、初めて麻薬事犯を国際犯罪だと認定した。画期的なことであった。目的のひとつは、末端の者ではなく、国際的な密輸に関与する、最も危険な犯罪者に「刑事罰」を科すことにあった。

麻薬を手にとることなく、背後にいて、密輸を扇動、共謀、指揮する大物の犯罪者らに狙いを定めたのだ。そのため、条約当事国には刑事罰のシステムを制定することを義務付けた。

この条約は一九三九年に発効した。だが、その機能を果たすことはなかった。その年、第二次世界大戦が始まったからである。世界大戦は、国際麻薬規制をほぼ中断してしまった。

国際連盟から国際連合へ

一九四六年、国際連合は、それまで国際連盟が担っていた麻薬規制の任務を継承することとなった。この年の暮れも押し迫って採択された議定書は、国連が行なった最初の議決のひとつで、それ以前は連盟によって行使された麻薬規制の機能を、法的に国連へ移行した。

国連総会はすでに一九四六年二月、経済社会理事会に対して、連盟が果たしてきた「非政治的」な機能と活動を調査することを要請した。どの機関が何を引き継ぐかを決めるためであった。

ここで少し、連盟の麻薬規制に関する機能を整理しておきたい。

国際連盟は、その規約（今日の国連憲章にあたる）に基づいて「阿片及び他の危険薬品の取引諮問委員会」を設立した。

連盟時代には、三つの麻薬規制条約が締結された。

そのうち、一九二五年条約が麻薬製造や輸出入の免許・許可制度と統計報告制度を導入したことはすでに述べた。それとともに、八人の独立した専門家で構成される「常設中央委

員会」（後に常設中央アヘン委員会と改名）を設立し、この条約の履行を監視する役割を持たせた。

一九三一年条約は、麻薬見積もり制度を導入し、その運用のために四名の委員からなる「麻薬監督機関」を設立した。

前記の国連総会の要請に基づいて、経済社会理事会はただちに、その機能委員会のひとつとして「麻薬委員会」を設立した。関連条約の適用を監督し、理事会へ助言を行なうためである。麻薬委員会は、連盟の諮問委員会の後継者となった。

連盟時代の「常設中央アヘン委員会」と「麻薬監督機関」は、この時点では、そのまま機能を継続した。このふたつは、現在の「国際麻薬統制委員会」の前身である。しかし、新たにその設立に至るのは、一五年後のことであった。後述する。

条約の進化と統合

その後、国連が成立してから続けざまに採択された、麻薬規制に関するいくつもの条約、協定、議定書は、一九〇〇年代初頭から進化してきたシステムをさらに複雑にした。

背景には、戦争を契機とした化学の発展があった。

第二次世界大戦前の時代では、麻薬は植物由来のもので、アヘン系、コカ系そして大麻などにほぼ限られていた。その後、合成麻薬が造られるようになった。ペチジンという、全く合成の鎮痛剤が初めて現れたのは、世界大戦の始まった一九三九年であった。

第二次世界大戦が終結するまでに、他にも多くの、依存性を生じさせる薬物が合成された。そのため、一九四八年に新たな議定書が締結され、これらの薬物を麻薬として国際規制の対象とした。

さらに、一九五三年採択の議定書は、医療用麻薬の原料となるアヘンの過剰生産を防ごうと、各国のアヘン在庫量を限定した。また、七カ国のみに、輸出目的でのアヘン生産を許可した。

このように複雑になった麻薬規制システムを簡素化しようとする試みは、一九六一年に、それまで締結された諸条約を一本化した「麻薬に関する単一条約」として実を結んだ。

単一条約が設立したのが、「準司法的」機能を持つ、国際麻薬統制委員会（INCB）であった。条約の規定を当事国が遵守しているかどうか、独立の委員会として、監視・監督する役割を与えられた。先に挙げた「常設中央アヘン委員会」と「麻薬監督機関」の機能はここに統合された。

単一条約上、国連経済社会理事会はINCBの「技術的独立性」を担保する義務を負った。そのために、理事会は、ごく細かいところまでを規定する行政取極を採択した。

取極には、INCB事務局は国連事務局のなかに置かれながら、その任務を遂行するにあたっては、国連事務総長ではなく、もっぱらINCBの決定事項に従うとの規定がある。また、INCB宛の書簡を開くことができるのは誰かといっ

た細事まで、そこに書いてある。

私はこのINCB事務局に最も長く勤務した。四半世紀近くにわたった。

さらなる進展

その後、前記の麻薬以外で、精神に影響を及ぼすさまざまな薬物が合成されてきた。たとえば、アンフェタミン系覚醒剤、鎮静・催眠剤、精神安定剤、幻覚剤などである。化学的合成によって製造され、人間の行動や気分を変えることができ、依存性も生じさせる作用を持っていたが、未だ国際的に規制されてはいなかった。

増大する国際社会の懸念は、一九七一年に「向精神薬条約」を締結するに至った。しかし、各国の新たな産業を保護しようとする立場から、その一〇年前の単一条約ほどの厳しい規制は、見送られた。たとえば、医療用に必要な量を厳密に算定する見積もり制度などは、適用されることはなかった。

ちなみに、麻薬規制のこの見積もり制度は、非常に複雑な計算を必要とした。私がINCB事務局で最初に担当したのがこれであった。詳細は煩雑になるから省略するが、当時、全権委任会議で、この複雑なシステムを、よくここまで練り上げられたものだと、感嘆したことがある。もちろん、それ以前に専門家集団による検討が続いていたには違いない。

ともあれ、向精神薬条約には、この見積もり制度は取り入れられなかった。結果、大量の横流しが続くことになった。後に、INCBの提案により、麻薬委員会は、任意で、見積もり制度に似かよった、しかしはるかに簡単なシステムを、取り入れることに決めた。そして、効果があった。

もっとも新しい、一九八八年の「麻薬及び向精神薬の不正取引に関する国際連合条約」がある。それに基づいて取った、さまざまなアクションと事例については、すでに前回この連載で詳しくふれた。

だから、国連になってからのことは、ここでは主に変遷の記録をたどるのみにとどめた。次回より、いくつかの異なる側面から、時を超えた麻薬問題を眺める。（つづく）

岩波現代文庫

反転する福祉国家
—オランダモデルの光と影—

水島治郎

オランダモデルと言われる雇用・福祉改革が進む「寛容」な国オランダでは、移民・外国人の「排除」も急速に進行した。対極的に見える現実にはどのような論理が潜んでいるのか。ポピュリズムに揺れる時代を読み解く。

本体1340円（税別）
岩波書店

連載……第5回

麻薬現代史

時を超えて 国際麻薬規制のさまざまな側面

藤野 彰

ふじの・あきら　一九五一年、山口生まれ。一九八〇年に国連に採用され、国際麻薬規制に携わる。国際麻薬統制委員会（INCB）事務局次長、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）東アジア・太平洋地域センター代表、UNODC事務局長特別顧問など歴任。現在（公財）麻薬・覚せい剤乱用防止センター理事など。

アヘンを採取する女性。ミャンマー・シャン州北部。

前回は、麻薬規制条約の進化と人びとの物語について語った。その続きとして、今回は現在につながる国連事務局の関連部署の変遷を記す。そして、国際麻薬規制の異なった側面を眺め、時を超えてそれぞれの分野で力を尽くした人びとの物語を語る。

麻薬規制分野での国連事務局の変遷

もともと、麻薬規制に関与する国連事務局には、「麻薬部（DND）」と「国際麻薬統制委員会（INCB）事務局」の二部門があった。これらは、第二次世界大戦後すぐ、国連が国際連盟から機能を引き継いだときには、連盟事務局のあったジュネーヴに置かれていた。

麻薬部は、「準立法」機能を持つ、政策決定機関としての麻薬委員会の事務局であった。後者はその名の通り、条約上「準司法」機能を付与されたINCBの決定事項を行使する事務局である。私がここに最も長く勤務したことは述べた。

この二つの部門に加えて、一九七一年には国連薬物乱用統制基金（UNFDAC）が設立された。特に開発途上国に対し、麻薬規制に関する技術援助を提供するのが目的であった。これは後に語る「代替開発」とも関連する。

私が国連に採用された一九八〇年、そもそもジュネーヴにある国連職員の空席に応募したはずであるのに、採用通知がウィーンから送られてきたのには驚いた。その少し前に設立

された「ウィーン国際センター」に、ジュネーヴの国連欧州本部にあったこの三つの部門も移っていたのであった。

だから、ドイツ語圏に行くことになるとは考えてもいなかったし、これほど長くいるとも想像しなかった。

ウィーン国際センターは、旧市街からドナウ河を渡ったところに置かれた。国際センターが設立された当時、国連事務局は、ニューヨークで政治問題を、ジュネーヴで経済問題を、ウィーンでは社会問題を扱う、といった分業ともいえる構想があったようだ。

だから、ニューヨークやジュネーヴから、さまざまな部局が移転してきた。そのなかに、「社会開発人道問題センター」と当時は呼ばれていた部署があった。青少年・女性・高齢者問題などを扱う部門のほか、犯罪防止部というセクションを持っていた。

国連総会決議に基づき、一九九一年になって、事務局としての麻薬三部門（DND、INCB事務局、UNFDAC）は、新たに「国連薬物統制計画」（UNDCP）として組織された。INCBという、条約で作られた委員会が持つ準司法的機能から、経済社会理事会が採択した「行政取極」は、当然そのまま有効であった。だから、もっぱらINCBの決定事項を履行するという、その事務局の任務は継続した。

後に、国連の財政危機（幾度かあった）に際し、犯罪防止部を残して、社会開発人道問題センターのほかの部署はニューヨークへ戻っていった。麻薬対策部門は在ウィーンであるから、犯罪防止部門もウィーンへ置いておこうという意図であったようだ。国際麻薬規制というのは犯罪対策だけではないから、やや短絡的だと思わないこともなかった。ともあれ、その後の組織改編を経て、一九九七年に両部門は統合され、二〇〇二年には「国連薬物・犯罪事務所」（UNODC）と名が変わって、麻薬規制・組織犯罪・国際テロ対策を担って今日に至る。

国連とつながる国際機関

ここで、国際薬物規制に携わり、国連と連携するほかの国際機関についてもふれておかなければならない。そのなかには、普遍的国際機関といわれる地球規模の組織と、一部の国あるいは地域に限定されたものがある。

前者の普遍的国際機関のなかで、麻薬規制条約に役割が規定されているものに、世界保健機関（WHO）がある。どの薬物を国際規制の対象にするか、またその変更を検討するのは、条約上、WHOの役割である。一九六一年の「麻薬に関する単一条約」と一九七一年の「向精神薬条約」のことだ。

ちなみに、一九八八年の「麻薬及び向精神薬の不法取引に関する国際連合条約」においては、規制対象を検討する役割はINCBに与えられた。WHOでないのは、対象が化学薬品であって医薬品ではないからである。一九八八年条約が採

択されたばかりのとき、私のいたINCB事務局が綱渡りのような任務遂行に迫われたことは、連載のはじめに語った。

「国際刑事警察機構」（ICPO－インターポール）と「世界税関機構」（WCO）についてもふれた。ICPO－インターポールは、一九二三年にその前身の国際刑事警察委員会が創設されたときには、本部がウィーンに置かれた。後にパリを経て、現在はフランスのリヨンにある。

世界税関機構は、その条約上の正式名称は関税協力理事会（CCC）であるが、一九九〇年代半ばから、実務上はWCOを使用している。現在の事務総局長は日本出身である。

ICPO－インターポールとWCOの国連との連携については、連載第三回「国際オペレーション」でも、具体的な情報共有などに関してふれた。

地域的国際機関のなかには、アメリカ大陸においては米州機構の米州薬物乱用取締委員会（CICAD、スペイン語の略称である）、ヨーロッパでは欧州連合の欧州委員会（EC）のほか欧州刑事警察機構（EUROPOL、インターポールに相当する）などがある。アジアでは東南アジア諸国連合（ASEAN）やコロンボ・プランが関わっている。

こういった地域的国際機関は、それぞれの地域での具体的な国際協調に力を発揮し、国連との連携も密接であった。だから、今もってその職員だった人たちとは、コンタクトが続いている。

地球規模でも、地域のなかでも、信頼がおける人びとのつながりによって、ものごとは動いた。

秘密裏のINCB

余談だが、INCBに関して思い起こすことがある。何年も前に、高樹のぶ子著『百年の預言』（朝日文庫）という小説を興味深く読んだ。そのなかに、一般に知られているとは思えないINCBへの言及があったので驚いた。

そこでは、一九八〇年代のウィーンにおける事柄が詳細にふれてあった。作家はなんと詳しくあの時代のウィーンについて調べておられたのか、と思いつつ読み進んだ。あとがきの謝辞まで読了して、理由が分かった。

そこに、親しくしていただいた日本の外交官氏との対話が書かれていたのだ。だから、在ウィーン国際機関について、外交官から私の勤務する部署の話も出て、それを作家が記憶に留めておられたのでもあろうか。

閑話休題。私が在籍した最後の頃、INCB事務局に物理的な変化があった。国連の建物のなかで、INCB事務局に至る通路には、委員と事務局職員以外アクセスできない電子ロック付き強化ガラスのドアが設置され、コンピューター・サーバーも、ほかの国連部署のそれとは別にされたのだ。特別の理由があった。

そもそも、条約によって設立されたINCBは、各国によ

る麻薬規制条約の義務履行を監視・促進するという、準司法的機能をもつ独立した委員会なのだから、その会期（最低、年二回開催が義務付けられている）は非公開で、政府代表は招聘されなければ（それは問題がある時のみなのだが）出席は許されない。INCBが公の場に現れるのは、その年次報告書によってのみである。それがために、ある国の新聞が「秘密の帳に隠された」委員会だと形容したことがある。

したがって、その事務局も情報管理には徹底して留意していた。ところがそれ以上の手立てが必要になった。

ひとつは、これは新たな進展というべきものだが、連載第三回で詳細に語った国際オペレーションを取り仕切った際、私が国連側の責任者として、各国に任意での協力・情報提供を依頼したことに関係する。

任意での協力には、捜査情報に加えて、産業上の秘密事項も含まれた。だから例えばヨーロッパの国々などから、ICPO-インターポールや「化学兵器禁止機関」（OPCW）が備えるほどの、厳しい情報保護システムの整備が必要だ、という意見が出された。もっともな要請であった。

もうひとつ危惧されたことがある。この連載の最初に、各国はその体制の違いにかかわらず、協力する仕組みがあったと述べたが、国内の情報機関などの動きには、必ずしも外交ルートのそれとは違う場合があった。たとえば、体制を異にする隣接した二国の間で、時にせめぎ合いがみられた。ある時、そのうちのX国に宛てたINCBの公式書簡がY国に渡ったことがあったのだ。最終的には、それは国連内の問題ではなく、大使館内でのスパイ活動の結果であったことが判明した。

しかし、主にこのふたつの理由で、先に述べたように、国連保安局の提案に基づいた、INCB事務局の物理的な隔離に至ったのであった。と同時に、内部での情報取り扱い規則も定めた。

このほかにも、類似の事件はあった。しかしながら、これ以上はまだ公表するのは適切でないようである。国連における守秘義務は、今も該当するのであるから。

＊　＊　＊

ウィーン国際センターが設立された背景には、ワルトハイム国連事務総長が退任後にオーストリア大統領に就任し、国家安全保障のために国際機関を招聘するとの考えがあったのだと、外交団の間ではささやかれていた。

ここには、国連事務局のほか、国際原子力機関（IAEA）と国連工業開発機関（UNIDO）の各本部や、国連宇宙部、また国連商取引法委員会、包括的核実験禁止条約機関準備委員会などの事務局も置かれている。

持続可能な代替開発

アヘンを作るため、非合法なケシの栽培が行なわれてきた

「黄金の三角地帯」のことは既に述べた。タイ、ラオス、ミャンマー三カ国の国境がメコン河で接するあたりの山岳地帯を指す。それ以外の地域での栽培についてもふれた。

麻薬の規制というとき、それはただ押さえつければ良いというものではない。不法栽培されているケシを強制的に根絶やしにしただけでは、次のふたつのことが起こる。農民たちはほかの地に移動してまた栽培するか、食べていけなくなって一家離散するかだ。いずれも許容できない。

村落を消し去り、農民を立ち退かせるという犠牲のもとに、非合法栽培を根絶することはできない。まず、農民のより良い生活のために動かなければならない。彼らに恐れをいだかせるのではなく。

そもそも、儲けているのはアヘンからヘロインを密造し密輸する連中であって、貧しい農民などではない。そしてケシの栽培をせざるを得なかった山岳地帯の農民たちは、この地域の一般の農民より、さらに厳しい状況を懸命に生きていた。

ここでいう代替開発とは、ケシ栽培をさせられてきた農民たちが、ほかの道で生計を立てられるようにする事業である。それは持続可能でなければならない。

まずは農民たちが自立して生きていけるようにする、というのが、これから述べるタイ王室とその関連財団の考えであった。

国連とともに歩んだ黄金の三角地帯の国々で、持続可能な代替開発に携わる人びとの、特にここ四半世紀を超える絶え間ない努力により、非合法栽培はきわめて減少した。

ロイヤル・プロジェクト

今は亡き前国王陛下ラーマ九世へ拝謁する光栄に浴したことがある。当時のUNODC事務局長がタイに出張してきた際、私はその東アジア・太平洋地域センターの代表であったから、随行した。国王はその清厳な人柄とさまざまな功績で世界に知られる。

国王がその頃に長く滞在され、古くから王室の保養地として発展した、ホアヒンという優美な街に、宮殿がある。

その宮殿で拝謁することになったから、政府はヘリコプターを差し向けてくれた。そのヘリコプターがエンジン不調とやらで、途中、不時着したのだ。替えの機体が到着するまでにかなりの時間がかかって、その間、国王をお待たせしてしまったようなのであった。

国王は私が日本人の国連職員だということを事前にブリーフィングでお聞きになっていたのであろう。挨拶がわりに、日本とある近隣の国との関係についてのご下問もあった。王室のテレビカメラがまだ回っているところで、国連職員が迂闊なことを申し上げられもせず、あたりさわりのないところをお答えするほかはなかった。国王陛下はやや不可思議な表情を浮かべておられた。

もともと大きな声で話されることなどはない国王であったが、その日はさらにもの静かなお話しようであった。

会談は長くに及んだ。私の座っているところから見える窓の向こう側に、正装姿のタイ政府高官たちがやきもきしているらしいのが窺えた。

もう席を立とうかというときに、農民を助ける代替開発の話になった。その分野なら私はよく知っている、と国王は仰せられ、さらに話が弾んだのであった。陛下ご自身が、熱を込めて話し続けられたのだ。

それはもっともである。ロイヤル・プロジェクト財団を設立され、明確な意思を持って、自らこの分野を牽引してこられたのであったから。財団は、早くも一九六九年に設立され、タイ北部チェンマイに本部拠点を置いた。

ロイヤル・プロジェクトというとき、いくつもの意味で使われる。まず、国王の意図した、山岳地帯の貧困をなくし、不法なケシ栽培を防ぎ、そこの環境保全を目指す一連のプロジェクト群を意味する。また、その開発センター、農場、研究施設などの資産を指すこともある。さらには、国王の山岳地帯に対するビジョンに賛同する国内外のさまざまな組織のネットワークも意味する。

ロイヤル・プロジェクトは、次に述べるドイトゥン開発プロジェクトとともに、何万人もの山岳民族の人びとの生活を一変させた。

付け加えるならば、タイの前国王は、実に多くの分野で才能豊かなお方であった。作曲されたブルース曲のアンソロジーがCDとともに組まれ（私も持っている）、サクソフォーンの名手でプロのジャズバンドと演奏された。若き頃にはヨット操船の名手であるだけでなく、設計・製作も手がけられた。視察の際にいつもカメラを携える姿は、世界中に知られる。また、市場で子犬を救い（ロイヤル・ドッグと呼ばれる）、その愛犬についての著書も著されて、ベストセラーとなった。我々の質問に答えて、数十頭の愛犬の顔は全て判別できると言われもした。

山岳地帯の貧しい農民のために、国王は高らかなビジョンをいだき、自身の才能を傾けて、尽力された。

ドイトゥン開発プロジェクト

ロイヤル・プロジェクトに加えて、もうひとつのタイ王室関連の活動についても語らなければならない。

故王太后陛下は、居を構えるにあたり、それが土地の人びとの役に立つところを選びたいと考えられた。そして、ケシの不法栽培のため、周りの山々は焼畑で丸裸になっていた、タイ北部チェンライ県ドイトゥン村に離宮が建てられた。

国王陛下の意思に賛同した王太后によって、メーファールアン（空からの王母の意）財団が一九八八年に設立され、ドイトゥン開発プロジェクトが始動した。

代替開発による茶畑。ミャンマー、ヨンカー村

ある時、タイ国境から奥地に入った。メーファールアン財団事務局長（タイ王室に連なるひとである）に同行して、ミャンマーに視察に赴いた際のことだ。ドイトゥンⅡとされた、ヨンカー村へ向けてだ。

車列を組んで行ったのだが、その一番前の車の助手席に乗るよう係員に指示された。やや訝しく思った。普通、客が助手席へいざなわれることなどはない。国際儀礼上、上席は運転手の後ろの席だとされているからだ。これが、職業運転手ではなく、一家の主人などが運転する車だと、逆になる。助手席が一番の上席だ。

メーファールアン財団の長は、先頭の車を自分で運転して、新任のUNODC代表の私を隣に座らせ、到着するまでの数時間、みっちりブリーフィングしてやろうと考えたらしい。

実際、そういうことになった。

ミャンマーでは正規軍でなく、地方軍閥の兵たちの護衛も必要なのであった。ミャンマー政府の高官も同行していたが、我々の車列を前後から護衛するのは地方軍閥の兵士らであった。

ドイトゥン村からそう遠くないタイ国境より、ミャンマーに入ってしばらく行くと、ただ黄色い土の道になった。その道は、とめどなく曲がりくねって、穴だらけで、乾季でなければ車では容易に辿ることもできない。

何カ月も続く雨季になれば、断続的にせよ降りしきる雨に、この奥地をめぐる道はぬかるみのままなのであった。

ところどころ、道の傍らの灌木の間に長い竹の竿につけた旗が立っていた。そう言われなければ気がつかないほどのさりげない代物で、それぞれが違う旗であった。今となっては、具体的にどのような旗であったか記憶に定かではないが、異なる軍閥の支配地域を示しているのだと聞いた。

その村に着いたとき、村人たちは総出で、めいめいが鍬を手に、村への水路を掘り進んでいるところであった。自らの手で水を引き、村が変わっていく。その喜びが表情に見てとれた。測量の後、掘る作業自体は村人たち自身でやってもらう、という方針であった。機械を使って掘った水路をただ提供するのではない。村人が、自分たちの手で造り、この先も維持していかなければならないからだ。

水が確保できると、茶畑やミカン畑が着々と造られていった。また、養豚、魚の養殖計画も進んでいった。マイクロ・ファイナンスの話になるが、農民には豚を提供して、何頭だかに増えてから代金を支払うシステムをとって、双方ウィンウィンの状況をつくりあげようとしていた。

魚を飼うための池は、コンクリートで岸を固めるのではなく、その地に特有の、根をしっかりと張る木々を植えることによって、水が漏れるのを防いだ。村人自身の手で維持できるようにと。

ところで、ドイトゥン村のあるチェンライ県には、メーファールアン財団の建てたアヘン博物館がある。ケシとアヘン系麻薬について、その歴史と近年・現在の状況までを懇切丁寧に詳しく説明した展示があり、訪ねるに面白い。その壁面にかかる多数の写真パネルには、財団と仕事をした私の姿が写っているのもまだあるはずだ。

別の機会にミャンマーの奥地へ視察に行ったことがある。山のなかの道に面して、真新しい学校の校舎があった。日本からの援助で建てられた。校舎といっても、小綺麗だが寺小屋といった方がより正確であるくらいの規模であった。しかし、そもそもはそういった建物さえなかったし、ここではどんなに小さくとも学校が必要であったのだ。以前は、車が通る道もなかった。教える若い先生と子供たちの眼は未来を見つめていたはずだ。

学校があれば、字を教えることができる。それまでは、援助された機械のマニュアルを読むことのできない大人も多くいたのだ。その先の教育につながる。

車が通ることのできる道があれば、作った産品を平地の町に売りに行き、売れ残ればまた背負って村に帰る苦労をしなくともよい。バイヤーが車で買いに来るのを待つだけですむ。

巡回する医師がいれば、薬といえばアヘンしかなかった土地で生き抜いてきた人びとに、病気予防と治療の可能性が生まれる。

収益を農民に還元する仕組み

長い間、さまざまな代替開発の援助が、色々な国によって行なわれた。しかしその多くは、産品を作ることには成功しても、市場を開拓するのに失敗した。売れなかったのだ。また、機械を提供しても、故障すれば直すすべもなく、多くはそのままに放置された。

この稿で語ったタイ王室関連のプロジェクトは、まず市場を確保してから、実際の産品の開発に移った。

代替開発で成功した生産品の若干の例を話しておきたい。

コーヒーは、豆をコーヒー会社に売っただけでは充分な利益にならない。小ぶりだが工場を建て、製品にしたものを販売するだけでなく、ブランド化した。コーヒーショップをも各地で経営し、さらに付加価値を増す努力がなされた。ドイトゥン・コーヒーは、今は日本でも買うことができる。ウィーンから訪ねてきた友人の大学教授を案内したことがあるが、こんなに美味いコーヒーはなかなか飲んだことがない、と言った。周知の通り、ウィーンにはさまざまの美味いコーヒーがあるのにだ。

マカダミア・ナッツの木は、もともとタイでは栽培されていなかったが、オーストラリアから専門家とともに導入した。この土地の土壌に合うように研究・改良し、育て方も綿密に指導して、その実が製品化された。現在では、わさび味のものまで作られている。

織物もある。例えば、お婆ちゃんたちが糸を紡ぎ、お母さんたちが機織りをし、娘たちは服に仕立てるのだ。それぞれの年代に役割があって、若い娘らはもはや大都会で身売りなどしなくともよくなった。

服を仕立てるにしても、プロの服飾デザイナーを雇い、先端を行く、つまり売れるデザインの服を創った。私の赴任する前のことだが、テレビ局のカメラが入って、ファッションショーも行なわれたと聞いた。その舞台に立ったのは、服を創ったドイトゥン村の女性たち自身なのであった。さぞかし励みになったはずだ。

同じように専門家の指導のもと、さまざまな陶器や、和紙のごとくに漉かれた紙製品も開発されていった。

こうして代替開発の収益を農民に還元するシステムができた。

* * *

持続し得る代替開発を推し進めるためには、関与する全てのパートナーの、誰が、いつ、どこで、何を、どう行なっているのかを知る必要がある。民間に加えて、国や国際機関の関与もある。産業・教育・衛生・農業・食料など、さまざまな分野での開発援助に携わる機関がかかわっていた。成果を上げるには、それぞれのはたらきが、パズルのかけらのように、ぴたりとはまらなければならない。

なぜUNODCがそのかなめの位置にあって調整しているかというと、まずは麻薬問題だからなのであった。我々は「触媒」の役割を果たしているのだと言うのが常であった。今回、国連機関の変遷のなかで、ある基金の設立にふれたのは、まずタイで当時の「代替作物」のプロジェクトを行なうことに関係があった。

ここでは、黄金の三角地帯のなかで、タイにおける持続可能な代替開発の長年の努力と成果について紹介した。年月のかかるものなのだ。しかし、アフガニスタン（今日最大のケシ栽培がみられる）やアンデス山脈の国々（コカの栽培）については、依然、大きな課題として残ったままである。

今回、国際麻薬規制の異なった側面のひとつを眺めることを試みた。この話には続きがある。次回に語る。（つづく）

連載……第6回 最終回

麻薬現代史

乱用をどう防ぐか〜今日の課題

藤野 彰

ふじの・あきら　一九五一年、山口生まれ。一九八〇年に国連に採用され、国際麻薬規制に携わる。国際麻薬統制委員会（INCB）事務局次長、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）東アジア・太平洋地域センター代表、UNODC事務局長特別顧問など歴任。現在、（公財）麻薬・覚せい剤乱用防止センター理事など。

プロテスタント宣教師による阿片煙管の焼却。上海
（「全球禁毒的开端—1909年上海万国禁烟会」より）

前回、時を超えた国際麻薬規制のさまざまな側面のスケッチを始めた。この最終回、また違う角度から、薬物乱用防止に深くかかわる物語を掘り起こしつつ、今日の課題を考えてみたい。

乱用防止のための教育と啓発——一世紀前

この連載は、一世紀前の上海での物語から稿を起こした。一九〇九年（明治四二年）二月一日、晴れた上海の朝に開幕した国際阿片会議のことだ。国際麻薬規制の始まりであった。

この時代の中国で、人びとは手探りで乱用防止のための手段をも模索していた。

その頃、運動の中心にいた「中華國民拒毒會」はこう述べている。

まず上海が阿片禁止の運動を始めた。今では中国全土で取り上げられるようになった。これまでのところ、めぼしい成果は上がっていないが、落胆せず、最終的な成功を目指して励むべきである。

我々の努力はこの一週間に限られているわけではない。この国を救う運動は、「拒毒（阿片禁止）周（週間）」で据えられた方針に沿って、絶え間なく続けていかなければならない。

国の将来を案じた人びとの、悲痛な叫びが聞こえるようだ。

当時、上海が国際的な麻薬密輸ルートの主要な拠点として使われていたことは述べた。一九二四年、上海は拒毒周を開始した。それは国際連盟のもとに、歴史上初めて法的拘束力を持つ規定を備えた、一九二五年国際阿片条約が採択される前年のことであった。

国家拒毒周の活動は、何年にもわたって続いた。一九三〇年には（満州事変の始まる前年である）、第七回目のイベントが一〇月の第一週に行なわれた。それぞれの日に、特別なテーマがあった。

上海での開会式は、中華國民拒毒會会長が議長を務めた。実にさまざまな機関が参加した。上海地方政府、保健局、公安局、労働局、社会局、上海特別地方裁判所、そのほか四〇以上の機関が含まれた。

その週の末、中華國民拒毒會は前記のコメントを出した。そこにある「据えられた方針」とは、拒毒周の間、日替わりの特別テーマとそれに対処するためのさまざまな提案を指していた。

その啓発活動について詳しく検討してみることは意味がある。この分野での先駆けであり、今日においても我々が取り組まねばならない事柄だからだ。

第一日目は「拒毒宣誓日」（阿片根絶宣誓の日）と名付けられた。文献に残る英文では、不名誉からの離脱という意味の表現であった。中央政府に対して、学校で使用する乱用防止のための本を作るよう要請している。

二日目は「守法日」（法律遵守の日）であった。地方新聞に掲載された宣言はこう述べた。

当委員会は過去には司法の腐敗があったことにより、富裕層や影響力のある人々が法を犯しつつも、罰せられることはなかった事実に対して注意を喚起した。

この時代、司法の分野においてさえ、腐敗が進んでいたことが一般に知られていたようだ。

異なる国籍の麻薬密輸業者らが複数の国々を複雑に経由して、極東に麻薬を多量に持ち込んでいた。世界のほかの国々でも事情は似通っていたことは、想像に難くない。

第三日は「拒毒衛生日」（阿片根絶と健康の日）とされた。阿片の害毒についての演劇や映画などを製作し、保健授業のなかで危険性について警告すべきだ、といった提案が記録にある。

四日目は「拒毒齊家日」（阿片根絶と家庭の日）と呼ばれた。この日の提案は全て、啓蒙活動に女性の参加を求めた。

男性も女性も子供も参加する歌声集会を開く。阿片中毒者の家庭事情を調査するために、女子生徒を派遣する。女

ヘロイン広告、アメリカ（1901年）

初頭に遡って、学ぶところが多いのではないか。それはまさに、今こそ手がけなければならないことについての、過去からの助言であるからだ。我々の直面する状況が、手遅れになる前に。

その三〇年後

私の手もとに、一九五三年五月、ニューヨークで開かれたアヘン会議の古い黄ばんだ文書の束がある。

当時のハマーショルド国連事務総長が開会式に臨んでいる。その年四月に就任したばかりだから、事務総長として最初の仕事のひとつであった。彼が一九六一年、コンゴ動乱の停戦調停に向かう途中、搭乗していた国連チャーター機の墜落により悲劇的な死を遂げたことはよく知られる。

ハマーショルドはアヘン会議の開会にあたって演説をした。この時代、発展しつつあった合成麻薬の重要度にふれつつも、今もってモルヒネやヘロインも含むアヘン系の麻薬がもっとも使われ、人類に恩恵とともに、「命取りになる惨禍」をももたらす、と述べた。

事務総長は、すでに三〇年以上前に、国際「連盟」がアヘン問題を根幹から解決する必要性を訴えたが、原料アヘンの国際規制に着手したのは第二次世界大戦前夜になってのことだったと指摘した。そしてアヘン会議での具体的な進展に期待を寄せた。

ここでやや詳しく述べてきたのには、理由がある。ひとつには、中国が禁止した後も、列強が極東に持つ植民地では長年、アヘン吸引は合法だったことがわかるからである。諸国はアヘン禁止を漸進的に進める方針をとっていたからであろう。中国の代表によって指摘された。ちなみに、この頃はまだ中国を代表していたのは中華民国であった。

一世紀前に中国で行なわれた、薬物乱用防止の先駆的な活動が困難を極めたことは先に述べた。ひとつの国の中で禁止されていても、まわりからの流入が容易であれば、乱用防止の努力は報われることが少ない。

また、この会議に限ったことではないが、原料アヘン生産国、麻薬製造国、消費国、それぞれの思惑もあり、往々にして妥協を強いられる場面も多かった。日本代表はこう述べている。「国際的なレベルでこの問題の根本に対処しようとするとき、当会議は理想と現実とのバランスを取る努力をし、過剰な妥協は戒めるべきである」。

性による「拒毒協会」を組織する。女性を対象とする、阿片禁止のための雑誌を発行する。女性に対して、阿片（乱用）撲滅のための宣誓をするよう要請する。

ここで、すでに一世紀以上前から、乱用撲滅に女性の果たす役割が強調されていることを我々は覚えておくべきだ。

五日目は「拒毒救災日」（阿片撲滅と苦悩の軽減の日）であり、外国の在外公館に対して、（阿片乱用防止についての）講演を依頼し、宣誓をする場所としてのホール提供を要請している。

この当時、上海における各国の公館が大きな影響力を持っていたことがわかる。これらの公館は「租界」にあった。

六日目は「強種日」（民族を強くする日）とされた。この日、「外国の麻薬が中国にもたらす危害について知らしめる」ことや、そのため「阿片禁止宣伝協会を組織する」ことなどが提案された。

最終日は「国家繁栄」とのテーマが与えられた。もろもろの提案は、啓発の幅広い活動を網羅していた。

「学校の朝礼の際に、阿片（乱用）の害悪について説明する」こと、「学生のグループを各地域に派遣して啓発を行なう」、「阿片禁止に関する討論やエッセイコンテストを企画」し、さらには「阿片禁止を目的とするレクリエーション団体を設立」、「学生たちに（月刊誌）『阿片』の販売で競争させる」などであった。

今日の薬物乱用防止の啓蒙活動の萌芽を、すでにここで見ることができる。

日本を含め世界各地で、若者たちが麻薬密輸をする輩（やから）の標的にされている。後戻りできなくなってから、薬物乱用がこんなに危ないものだとは知らなかったと、異口同音に言う。我々は一世紀前の先駆者たちの懸命な努力を思い起こすべきではないか。

今日の日本においても、若者に対する薬物乱用防止活動のさまざまな試みが模索されている。一〇〇年近く前の先駆者たちのことを、覚えておきたい。

国連において麻薬委員会が、条約に規定される「供給」規制のみならず、薬物乱用の「需要」削減について系統立った声を上げたのは、一九八〇年代も半ばになってからなのだから。

一世紀前、先駆者たちは、中国全土にわたって広がっていた膨大な麻薬（当時は主にアヘンである）依存者の人口を目の前にして、苦闘を続けていた。

彼らは、「防止」と「教育」が鍵であることを知っていた。同時に革新的かつ現実的である必要があった。その前には、手引きとなるようなことを教えてくれる人々はいなかったし、「供給」制限と「治療」のみを行なっていたのでは充分ではなかったからだ。

今日、我々は過去における努力から、それも一九〇〇年代

条約にみる乱用防止と教育について

ここで、今一度、条約についてふれる。それまでに締結された多くの麻薬規制条約を統合した、一九六一年の「麻薬に関する単一条約」に、薬物乱用に関する条項がある。単一条約は一九七二年の議定書によって改正された。

おもな目的は、より有効な国際統制を図るため、準司法的機能をもつ国際麻薬統制委員会（INCB）の権限を強化することなどにあった。

改正されたなかに、もともとは薬物「中毒者に対する措置」と題された条項があった。第三八条である。「濫用に対する措置」と変更された。改正前は、「治療」と「保護」と「更生」のみが書かれていた。

そこに、薬物「濫用の防止に特別の考慮を払い」、「濫用の防止並びに濫用に陥った者の早期発見」、さらに「教育」と「社会復帰」のために「あらゆる可能な措置をとり、また、相互に協力する」義務が付け加えられたのだ。

国際社会の共通の認識の現れである。

思うに、多くの国はこれを忘れていたのではないか。いや、議定書を批准するときに見落とすはずはないから、つまるところ、特に「防止」と「教育」について、結果的に軽視してきたのではないか。規制・取締りにかけるのと同等の時間と労力と費用を、多くの国は教育・啓蒙にかけてこなかったのではないか。

これが近年、一九八〇年代から九〇年代には起きていた、各種さまざまの合法化の議論をひもとく鍵となる。

新たな論点——麻薬合法化論など

今日、麻薬の合法化をめぐる、結局は無責任となる議論が国際的に語られることがある。合法化というとき、それは娯楽目的の使用を意味する。議論は極めて広範囲にわたる。

一方で、麻薬の生産と不正取引は厳格に禁止するが、娯楽目的の所持は犯罪として刑事罰は科さない、という意見がある。他方で、何であれ、薬物の生産、製造、取引、所持と使用を誰にでも認める、という極端なものまであった。

もちろん、後者は全くもって論外であるけれども、ここでは、現実の問題となってきた大麻に関して考えてみたい。

ちなみに、いずれの薬物規制条約も刑事罰を伴う犯罪としなければいけないと言っているわけではない。

合法化の理由はさまざまである。その中には、「犯罪組織が得ている莫大な不法収益を防ぐために、国が限定販売をすればよい」などという議論があることは、すでに連載の最初で述べた。

世界には、実際にその動きをする国がある。条約違反である。そもそも身体に害があって、身体的・精神的依存をおこす薬物を、医療目的以外で国家が国民に提供してはならないまた、組織犯罪の上前をはねるがごとき行動を、国家がして良いものか。

合法化をめぐる議論はさらに複雑であるが、ここでそれに踏み込む余裕はない。肝心なことのみ述べる。

この議論の背景には、やむにやまれぬ、という状況に至ったという認識がある。

しかし、ひとつ抜けてはいないか。先程述べた、麻薬単一条約の第三八条を思い出してもらいたい。なにゆえに、規制をして取り締まるか、それを外して自由に娯楽用の使用を許可するかの二者択一なのであろうか。なぜそこに、予防のための教育が入ってこないのか。啓発活動に重きをおく考えがないのか。一世紀前に、我々の先人たちが考えたように。

青少年には与えないといえども、彼らは成人すれば娯楽としての使用は良いのだと思うに違いない。酒や煙草のように。組織犯罪の収入源にならないように、といったところで、連中は危険だが馬鹿ではない。直ちに別の財源を確保する道を探すのは、歴史が証明している。

また、大人には娯楽のための使用を認める、などといえば、教育・啓発の効果は薄れるほかはない。

どこの国に、教育が充分その効果を上げないからといって、試験でカンニングを認めるところがあるだろうか。

合法化の話ではないが、かつて、特に東南アジアの国などで、薬物乱用者のため注射針を提供するプログラムについて

ここで繰り返し強調しておきたいのは、条約違反だからという技術的な議論をしているわけではないということだ。ある薬物に害がないことが判明すれば、規制から外せば良い。その手立てはあるのだ。そうでない場合、別の理由で合法化するのは、短絡的、かつ無責任ではないだろうか。

いま少し掘り下げる。

例えば、昨年、二〇一八年に大麻の限定合法化を行なったカナダ政府の考えのひとつが前述の議論である。犯罪組織により、とりわけ若者たちの間で大麻の使用や所持が極めて深刻な問題になった、との認識が背景にある。

政府はさらに、大麻が若者の手に入るのを防ぐ一方で、大人には合法大麻を入手可能にすることを、新たな大麻法の目的として挙げた。

かといって、大麻の有害性自体を否定しているわけではない。要は、若者たちには使用させないが、大人には粗悪なものでない大麻を与える、というわけである。そこには細かく厳しい規制を課すのだ。

しかし、長い目で見れば、いや、そうでなくとも、直ちに問題が続々と現れてくる。

大麻は組織犯罪の資金源となっていた。これまで非合法であったものを、合法とするならば、取締り当局の仕事は少なくなるかもしれない。だが、大麻自体の危険性は変わらない。

述べたことがある。いうまでもなく、あまりにも薬物乱用が蔓延して危機的状況にある国々での話だ。注射針を共有することによるHIV／AIDSへの感染を防ごうという試みである。その時、私はUNODC東アジア・太平洋地域センターの代表で、現場を見てきた。

私が常々語っていたのは、これは麻薬規制の話ではない、人の命を救うためのものだ、ということであった。恐らくは周知の通り、多くの東南アジアの国々の刑務所は、往往にして超満員で、大人も子供も一緒に収容されている場合があった。そこで、あるいは他の場所で、勧められる薬物を断るのは、至難のわざであるに違いない。注射針を共有しなければ、命が助かるかもしれないのだ。

そういう時に私が言っていたのはこういうことだ。泳ぐことが禁止されている沼がある（薬物乱用禁止）。そこで溺れている人を見つけたとする（乱用者がいた）。違法なことをしたと咎めたところで、全く意味はない。まずなにより先に、命を救わなければならないではないか。しかし、ほかの人間がその沼に入ろうとするとき、それは押しとどめなければならない。予防・教育が不可欠な所以である。

さすがにわが国ではそういうことになりはしない。しかし、日本においても、大麻の不法栽培は跡を絶たないし、インターネット上などで、大麻は有害ではないという誤った情報が溢れ、大麻の乱用を容認する風潮さえ見うけられる。

繰り返すが、麻薬は、規制されているから危ないのではない。危ないから規制されているのだ。世界で起こってきたことは、日本でも起こり得る。

世界の中の日本

幕末に書かれた『鴉片始末』という書物がある。原著者は仙台藩出身の齋藤馨（竹堂）である。国防に強い関心を抱いていたとされる。アヘン戦争終結後まもなく書かれたようだ。刊本は一九三七年になって発行されているが、幕末には多くの写本が作られたと伝えられる。その頃の日本人に競って読まれたようだ。当時の常として、漢文で書かれていた。

『鴉片始末』はこう始まる。「漢土（中国の意）において鴉片煙行（吸煙）三百餘年」と。

また、日本の元文元年（一七三六年）には、清の乾隆帝が、外国人による中国へのアヘン販売（輸出）と国民が食（吸煙）するのを禁じたと記す。アヘン戦争（一八四〇年～四二年）の始まる実に一〇〇年以上前のことである。

そうして、アヘン戦争の全経過を簡潔かつ詳細に伝えた。動員された兵士の数や、個別の戦闘において使われた大砲とその砲弾数、地名まで詳細に採録している。緻密な情報収集ルートがあったのであろう。

終わりに、なにゆえに強大なはずの清国が敗北したかを、腐敗が横行していたことにも具体的にふれて、論を展開した。

幕末の日本人への警鐘であったに違いない。

こうした記述などから、すでに幕末の人びとにとって、アヘンをめぐる国際情勢と乱用のもたらす害毒が周知のことであったと思われる。

その結果、安政五カ国通商条約（アメリカ、イギリス、オランダ、フランス、ロシア）では、アヘンの輸入は禁止された。日米修好通商条約に、こうある。「阿片の輸入厳禁たり」「もし亜墨利加商船三斤以上を持渡らは其過量の品は日本役人是を取上へし（もしアメリカ商船が三斤以上を持ってきた場合、超過分は没収する）」

こうして、幕末から明治にかけての日本には、厳格な薬物規制の体制を創り上げる素地ができていた。

だから明治以降、日本は厳しい麻薬規制の法体制を維持してきた。

一〇〇年前、我が国では幸いなことに、麻薬の乱用はほとんどみられなかった。一世紀後の今、そうではない。

国連で勤務を始めた一九八〇年頃、日本の社会は他国とは違うのではないかと思っていた。地域コミュニティがあり、そこでは、おとなたちが地域の子供たちを見守って、麻薬などが入り込む隙はないのだろう、という印象があった。もはや、そうではないようだ。

日本では覚醒剤の大型密輸事犯の摘発が相次ぐ。ここ二年間連続で押収量は一トンをこえたと報告されている。我が国での乱用者の摂取量一回分は、通常三〇ミリグラムから五〇ミリグラムと言われる。反復使用し耐性が生じると、使用量が愕然とするほどに増えて、一〇〇ミリグラムを優に超える量を摂取する者がいるとのことだ。だが、そうとしても、一トンというのは少なくともざっと一〇〇〇万回分にはなる。おそるべき数字である。

しかし、覚醒剤の供給が不足しているとの情報はないようだ。これだけの押収量があっても、末端での値段が上がっていないのだという。監視網をくぐり抜けて相当量が流入していると考えざるを得ない。

歴史をひもとけば、不正な供給が乱用を引き起こしてきた事例には事欠かない。アヘン戦争の時代からしてそうではなかったか。逆もまた真である。娯楽目的の薬物使用を許す環境が生まれれば、組織犯罪はそこにつけ込んできた。

だからこそ、今この時代、未来を担う若者たちのために知恵を絞らなくてはならない。

あとがき

この連載では、一世紀前の史料を渉猟し、まず「過去からの物語」を探し出して、稿を起こした。

その後、麻薬をめぐって世界で起きた事柄を軸に、麻薬の現代史をスケッチを描くようにして語ってきた。

正規ルートからの麻薬などの横流し、その後に続く密輸、

それに伴う乱用の系譜があった。これらの問題への、国際社会のさまざまな対処の原点は、常に過去にあった。

舟を漕ぐように後ろを見据えつつ進まなければ、目指すべき方向も定められず、真っ直ぐに進むこともできないのだ。

麻薬規制の国際条約体制がどう始まって、どのように進化して来たか、今日の世界で何が起こっているのかを、読者諸賢にはまず知ってもらいたいがために「過去からの物語」を掘り起こした。過去にあった事実を知ることによってのみ、我々は舟の進むべき方向を決め得るのだから。

麻薬犯罪の取締り、（苦しさゆえに麻薬を生産する植物を作らされてきた）山岳地帯の農民を支える持続可能な代替開発、薬物乱用を防ぐための教育と啓蒙活動、それらはすべて、一世紀前に試行錯誤を重ねた先人たちの植えた種に、その原点がある。

そこには、国境を越えた具体的な協力体制が必要であった。国際犯罪組織が狙うのは常に、規制が充分ではない無防備な地域であり、乱用防止活動が充分に浸透していない国々であった。歴史の証明するところである。

「歴史とは、現在と過去との間の尽きることのない対話である」（E・H・カー）ならば、時を超えて過去の出来事と先人たちのたどった道筋での物語を我々は掘り起こしつつ、自問しなければならないのではないか。

今こそ、「過去からの物語」に学ぶべきである。そのいずれの事態にも再び陥らないようにするために。

医療麻薬について、繰り返していう。麻薬や向精神薬は「医療用」には必要不可欠なものである。日本では（公財）麻薬・覚せい剤乱用防止センターが主導してきた「ダメ。ゼッタイ。」という運動がある。一九八〇年代から続いていて、効果を上げてきた。これは、「乱用」はダメだという意味である。なにも麻薬が悪だと言っているわけではない。そこを間違えてはいけない。医療用の麻薬や向精神薬は、適正な使用を確保しなければならない。

組織犯罪の麻薬不正取引への複雑な関わりが、一方にある。他方で、それに対処するには、取締りに加えて、薬物乱用という需要を減らさなければならない。それは、ひとりひとりが自分事として関心を持つことから始まる。

＊　＊　＊

三〇年ぶりに日本へ居を移して、ときに依頼される講演の最後を、私はたいていこう締めくくる。日本の若者たちが薬物の乱用を始めないことが、地球の反対側で命をかけて取締りにあたる人たちを救う道につながる、第一歩なのだと。

そのとき私は、かつて国際オペレーションを開始した際、麻薬組織からの脅迫ゆえに身を隠さなければならなかった、コロンビア政府担当官であった友人を思い起こしているのだ。

一世紀前に先人たちが築いた道筋を、今、我々は見失ってはならない。

※本連載は今回で終了いたします。長くご愛読ありがとうございました。